



建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'96/7

JULY.15.MON No. 69



町民参加型のイベントみよしまつりのひとコマ

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

専門工事業の育成・強化

町田 迪

ウィンドウズ95騒動の例に象徴されるように今コンピュータの歴史のなかで次世代の主役の座に
いるのが小さなパソコンであり、そこからインターネット時代が本格的に到来しつつあり、さらに
電子マネーが21世紀の貨幣とし本格的流通が始まるということが予測されております。

何か21世紀という言葉を使うと新しいよい時代がくるという錯覚を感じさせるものですが、私ど
も地域における中小電気工事業者がはたして21世紀に「働く人々が生涯を託し生きがいを感じさせ
る」産業として生き残れるか極めて不安にならざるを得ない構造的枠組みが変更されないまま新し
い世紀に突入してしまうのではないかと危惧を感じています。

最近の新聞報道によりますとゼネコン（総合建設会社）大手4社の1996年3月期の決算は、不況
による民間工事の不振や工事の利益率の低下からそろって減収減益であったが、官庁発注工事を中
心に受注が回復しているとのこと。また一方公共投資を柱とする景気対策は、1992年8月の総
合経済対策以来6回の対策でつぎ込まれた財政資金は合計約65兆円に達しているが、それでも景気
の現状は「緩やかな回復」にとどまり、公共事業のカンフル効果が薄れており、経済企画庁は景気
対策の方向転換を模索する「経済政策のあり方を探る研究会」を発足させたと報ぜられております。

皆さんご案内の建設産業政策大綱には、「専門工事業の強化」として「専門工事業が総合工事業
の基盤を支えているという認識を総合工事業者において高めるとともに、専門工事業者自身が技術
・技能と経営力を磨き、受注の不安定を乗り越えて、適正な対価でその持っている技術を販売する
ことが必要である」としております。私どもは、この自覚に立って地域において経済と雇用を支え、
災害にも役立つ電気工事業者として、21世紀に大きくはばたくには、良質の若年労働者の採用が第
一歩であり、そのためには当面の課題である週40時間労働時間体制の実現を図り、明確な賃金体系
を確立させ、福利厚生対策の向上充実を行うことであり、受け入れた良い人材を長期的な企業戦
略にそって研修させ資格を取得させ、将来経営に参加できる人材として育成することが基本であると
強く念じております。しかし、それを実現させるためには、公共事業工事の増加、公共工事の平準
化、地元企業の育成対策の充実などが必要であり、また私が申し上げるまでもなく、ゼネコンとサブ
ゼネコンが適正な契約・施行条件で仕事をするつまり両者が本当に対等の立場に立って協力し合っ
て相互に持てる能力を発揮して良い工事をする横の関係でつながるような産業構造の実現こそ、建
設産業大綱の第一の目標である「エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く提供する」
を実現する大きな段階であると強く思っています。そのためにもサブゼネコンにおいても前に述べ
たように優秀な技術者の育成はもとより専門技術の向上のみならず工事の高度化、複合化に対応
できる新技術の習得やO A化の推進を含めてマネジメント能力を高めた総合的な管理能力向上が必
要なことは申し上げるまでもないことです。

私ども協会も本年3月に「電気工事業の技能・技術者職業生涯モデルプラン」を策定し、その提言
にある新入社員研修、経営者セミナー等を本年度の新規事業として実施いたしますが、「人材育
成」については長期的視野に基づく計画的な教育システムの確立が必要であり、一関係団体のみで行
うには限度がありますので、関係行政機関及び関係団体等の根本的な援助政策の具体化を強く望む
ところであります。

(まちだいたる・(株)埼玉県電業協会々長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

「みよしまつり」は“ふるさとみよしの再発見”をスローガンに、町民参加型のイベントとして各地区の伝統的郷土芸能などがまちをあげて繰り広げられる。写真はそのひとコマ。当日、夏の一夜を彩る大花火大会は、みよしのイメージアップとなっている。今年は9月7日（土）を予定。但し、雨天の場合は翌8日ないしは15日と決めている。

（三芳町企画財政課提供）

◆巻頭言	1
◆島村会長就任の挨拶	3
◆特集・建設産業における「企業合併の手引」の概説	4
◆行政情報	
(1) 埼玉県環境基本計画の概要	9
(2) 埼玉県既存建築物耐震改修促進計画の視点とそのあらまし	11
(3) 埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱	13
(4) 国家資格の名称を使用して勧誘する民間団体講習等に対する注意勧告	16
◆シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり（その62）	
— 三芳町 —	20
◆連合会の動静	
(1) 平成8年度通常総会開催 付・新役員名簿 各種委員会委員構成	23
(2) 企業倫理に関する決議	30
(3) 理事会・委員会報告	30
(4) 公共施設等の視察見学会実施	32
(5) 第10回・埼玉県建設生産システム合理化推進協議会開催	34
◆連載 埼玉が生んだ著名人物像 埼玉の女性医療に貢献した女医 生沢クノ — 間仁田 勝 —	36
◆告知板	
(1) 埼玉県平成8年度公共事業等執行計画	40
(2) 一括下請負の禁止の徹底について（通達） — 建設省 —	40
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり 古寺社探訪 (19)	42
◆建産連だより 会員団体の動静	45
◆連合会日誌	49
(財)建設物価調査会案内広告	(41)

就任の挨拶

(社)埼玉県建設産業団体連合会

会長 島村 治作



第17回通常総会における役員改選において不肖私が会長の職をけがすこととなりました。もとより微力ではございますが、お引き受けしたからには、前会長の業績を汚すことのないよう最善の努力をいたし、21世紀へ向けて埼玉県建設産業団体連合会がより確かな足取りで成長いたしますよう全力を傾ける所存であります。

さて、我が国経済は、ここにきてようやく回復の兆しが見えてきたかに言われますが、バブル経済の崩壊はなお尾を引き依然として回復の足取りは重く、決して楽観は許されないものと思われまます。

一方、私共建設産業を取り巻く環境は、入札、契約制度の改革や建設市場の国際化などにより、受注環境は至って厳しく、採算性の低下が中小企業の経営に大きな影響を与えております。

このような状況下において、昨年4月、建設省は「建設産業政策大綱」を策定し21世紀初頭を視野に建設産業の在り方を示し、新しい競争の時代を迎えたとして行政をはじめ業界に対して示唆されています。さらにその行動計画とも言える構造改善戦略プログラムを策定し、技術と経営に優れた企業が生き残れるとして「適正な競争のための土壌づくり」や「産業発展のための共通の基盤づくり」を提言いたしております。

しかも、建設産業団体に対しては、その役割が大きいものと期待されております。

当建産連といたしましては、それらの意を体し会員団体が緊密な連携協調のもとによりきパートナーとして行動し、活力と魅力ある産業の実現を図って参りたいと思っております。

どうか、会員団体におかれましては、建産連設立の本旨を踏まえ、一層のご指導、ご支援を賜りますことを切にお願い申し上げます。

建設産業における 「企業合併の手引き」の概説

はじめに

建設産業は、公共事業の入札・契約制度の改革や建設市場の国際化などによって「新しい競争の時代」を迎えたという。いわゆる新しい競争の時代とはこれまでとどこがどう変わったのか現段階では感覚的に読みとれない。敢えていえば、これまで業界に存在した潜在的調整機能が薄まり、競争そのものが激化して受注量の減少、利益率の低下したこと位しか思い当たらない。企業の生き残りをかけた将来展望にまで考えが及んでいないのが実態。

建設省は、先に建設産業政策大綱を策定、21世紀初頭を視野に「技術と経営に優れた企業」が自由に伸びられ、働く人々が安心して「生涯を託せる産業」への脱皮を訴え、さらに対する行動計画ともいえる建設産業構造改善戦略プログラムを策定して、脱皮という目標達成のため「技術の向上」「企業体質の強化」「経営基盤の確立」が必要不可欠と説く一方、今後労働人口の減少が見込まれる中で、人材確保のために賃金や労働時間、福利厚生等の労働条件の改善を課題としてあげている。

生き残り作戦

いまのわが国産業界は、生き抜くため骨肉を切る厳しい企業の再構築に力を注いでいるが、一面将来の飛躍に備えるものでもある。

言うまでもなく、建設産業は住宅、社会資本の整備の担い手として国民の期待は大きい。

それだけに企業としては経営の健全性と信頼性が問われるのである。

こうした建設産業においては、新しい競争の時代を乗り切るための手段として企業が合併することによって経営体質の強化、経営基盤の拡大を図ることが考えられる。その場合、まず第1に心配なことは建設業の許可や経営事項審査の取り扱いがどのようになるか、また、行政側の担当者にとってもなじみの薄い分野であるため、戸惑ったり、時間が予想以上にかかるということが懸念される。

このたび建設省建設経済局の建設業課及び建設振興課並びに(財)建設業振興基金の三者にて建設業のための「企業合併の手引き」を作成され、今後の企業戦略として合併を考える企業だけでなく、合併のためのマニュアルとして行政の担当者へ提供し参考供した。

21世紀を控え、改革の波は予想より遙かに早く企業に迫りつつある。同手引きは、単に合併の手続きだけでなく、合併によってもたらされた効果等を合併形体別に実例をあげて紹介しているのが特徴。

本誌は、同手引き作成当局の了解のもとにその中の「合併手続きにおける留意事項」及び「合併に当たって考慮すべき事項」を中心に転載し参考供することとした。(W)

合併手続のフロー図（例）

スケジュール例	法定期間	商法等における手続	建設業許可関連	経営事項審査関連	入札参加資格関連
3月末		<ul style="list-style-type: none"> • 決算日 • 合併契約書調印 • 取締役会 			
6月下旬	2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> • 合併承認総会（定時株主総会と兼ねることも可能） • 臨時報告書又は有価証券通知書提出 • 債権者異議申述公告 			
	合併承認総会終了後遅滞なく				
	1か月以上	<ul style="list-style-type: none"> • 合併届出書提出（公正取引委員会） • 債権者異議申述期日 			
10月1日	30日以上	<ul style="list-style-type: none"> • 合併期日 	<ul style="list-style-type: none"> • 消滅会社の変更届等提出 • 許可業種の追加申請 • 営業所新設の届出 • 許可の通知 	<ul style="list-style-type: none"> • 経営事項審査の申請 	
	2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> • 合併報告総会 • 合併登記 		<ul style="list-style-type: none"> • 経審の結果通知 • 資本金の変更 	<ul style="list-style-type: none"> • 合併会社の資格申請 • 合併会社の資格認定
3月末		<ul style="list-style-type: none"> • 決算日 			
6月下旬		<ul style="list-style-type: none"> • 定時株主総会 		<ul style="list-style-type: none"> • 経営事項審査の申請 	

注1. 3月決算会社が10月1日を合併期日として合併する場合の手続の例。

2. 合併報告総会を定時株主総会と兼ねることも可能。この場合、決算日の翌日を合併期日とすることが多い。

合併手続における留意事項

合併に向けての手続及び留意点を特に留意すべき事項をあげて解説しています。

以下、別掲の合併手続のフロー図を対照されたい。

(1) 合併契約書

合併契約書には、契約的記載事項として必ず記載すべき事項が法律で定められています(商法409条)。その他にも任意的記載事項として当事者において必要と思われる事項を合併契約書に盛り込むのが通例です。主なものとして以下のようなものが考えられます。

- ① 合併期日前の管理義務(合併合意事項の遵守及び適正な管理を指す)
- ② 持ち合い株式の処理(合併により自己株式が発生するような場合、その処理を合併契約書に盛り込みます)
- ③ 合併新株の利益配当
- ④ 従業員の処遇
- ⑤ 役員処遇
- ⑥ 転換社債等の引継ぎ
- ⑦ 契約の変更・解除
- ⑧ 合併契約の効力条件

(2) 合併承認総会

合併契約は、株主総会の承認が効力発生要件となっています。合併承認総会といっても特別な手続が必要なわけではなく、通常の総会を開催すると同様な手続で株主総会を開催します。この場合、後段(6)で説明の合併報告総会のどちらか一方を定時株主総会と兼ねるのが、費用の面から現実的でしょう。

(3) 債権者保護手続

ある会社の債権者にとって、その会社が合併することは、債務者である会社の資産内容が大きく変わるわけですから、思わぬ不利益を被る場合もあります。したがって、合併当

事会社の債権者に異議申出の機会を与えることがこの手続の目的です。

手続としては、官報に合併に異議のある場合は一定期日までにその旨を申し出るよう公示(異議申述公告)することと、個々の債権者に対して通知し、異議申出の催告を行うことです。この手続に瑕疵(欠点)がある場合、合併無効の要因となります。

(4) 合併届出書

独占禁止法により、合併する場合あらかじめ公正取引委員会にその概要(合併届出書)を届出する必要があります(会社の規模にかかわらず全てが対象)。原則として、これが受理されてから30日を経過するまでは会社は合併することができません。

ここでいう合併とは財産等の引き渡しを行い実質的に合併の効果が生じる合併期日を指しますので、合併期日に間に合うよう合併届出書を提出する必要があります。

(5) 合併期日

合併期日とは、合併が実質的に実行される日、即ち、消滅会社の資産負債及び権利義務が存続会社に引き継がれる日です。

しかし、合併の効力は、合併登記の日から生ずるので、合併期日における資産負債、権利義務の引継ぎは、法律上の権利義務の移転ではなく、あくまでも財産の管理権が内部的に移るだけのものです。

建設業法との関係では、消滅会社については通常合併期日とともに会社としての実態を有しなくなると考えられますので、変更届等を提出する必要があります。その他にも消滅会社のみが有していた許可業種に関する許可の申請や営業所の新設の届出をしておく必要があります。

なお、今回認められた措置として、場合に

よっては合併期日を審査基準日として、経営事項審査を申請することができるようになりました（平成7年12月4日、建設業課長から各都道府県主官部局長宛「建設業者の合併に関する通達」）。

(6) 合併報告総会

合併に関する一連の手続が終了したのち、合併当事会社の全株主に対し合併経過について株主総会において報告しなければなりません。この合併報告会が終わらないと合併登記はできません。

合併報告総会といっても特別な手続が必要なのではなく、通常の総会を開催すると同

様な手続で株主総会を開催します。

(7) 合併登記

合併手続において、登記は単なる公示ではなく、効力発生の要件とされていますので重要な手続です。

存続会社の本店所在地での登記が完了したときに合併の効力が発生し、消滅会社の権利義務は、このときから法律上存続会社に移転します。

建設業許可の関連では、この時資本金の変更の届出が必要になります。

なお、発注者の多くは合併登記をもって入札参加資格の承継を認めています。

合併に当たって考慮すべき事項

合併に際し考慮すべきことや事前に処理しておかなければならないことを助言の形で述べています。

(1) 合併形態の選択

— 新設合併と吸収合併 —

商法においては、合併の形態として新設合併と吸収合併の2種類があります。

実際の合併に当たって、どちらの形態を採用するかは重要な問題です。形式的に見れば新設合併は当事者が対等な立場で合同し、新たな会社を作るといった感じが強いのに対し、吸収合併の場合は、存続会社が消滅会社を併呑する形態となるため、非対等な感じを受けます。

しかし、実際に行われる合併は、実質的に対等な企業同士の合併の場合でも吸収合併の事例が多いようです。これは、新設合併の場合、従来有していた事業の許認可等を新設会社について改めて取得する必要があるなど、吸収合併に比べて問題点が多いからと言われ

ています。

実際的には、経済的に合併の意義が満たされ、それ相応の効果があれば良いわけですから、法律上の手続はいわば目的を達成するための手段にすぎないので、実際上の効果を十分吟味した上で合併の形態を選択する必要があります。

(注) 合併形態の選択や事前の細かい点は主力銀行なり証券会社に相談けるとよい。

(2) 合併のタイミング

合併する場合には、その時期についても十分考慮する必要があります。

合併を行うには、今まで別の会社が一つになるわけですから、経理システムや書類の統一など経費も相当かかるわけです。このための手続上の経費はできる限り節約する必要があります。

例えば、合併手続においては2回の株主総会を開催する必要がありますが、通常株主総会を開催する場合相当の費用がかかるわけですから、どちらかの総会を定時総会と同時に

開くようなスケジュールのとりかたが必要で
す。

また、合併は、人事面、生産面、販売面
などに大きな影響を与えることになります。し
たがって、合併はこれらの影響を考慮して合
併の効果が最大となる時期を選択する必要が
あります。

(3) 従業員の処遇

合併は、2つ以上の企業が1つになること
で、規模のメリット、投資の効率化を追求し
ていくことになるわけですが、当事者だけで
なく、その取引先等にも大きな影響を与える
ものです。したがって、出来る限り早い時期
に金融機関や大株主、大口債権者等の主要取
引先に対し十分な説明を行い、了解をとりつ
けておく必要があります。これは後日、合併
に対し異議が出ないようにし、合併後の新会
社に対する支援をとりつけておく意味もあり
ます。

また、下請業者がある場合には、それに対
する配慮も重要です。

合併によって生ずる問題 点等に対する質疑応答

本手引きにおいては、合併によって生ずる
建設業の許可に関連する事項等種々の疑問点
について、Q & A方式にて懇切な説明を行っ
ております。

そのうちのいくつかを紹介してみます。

- (1) 消滅会社が有して存続会社が有してい
ない業種の許可（例えば管工事）については、
改めて許可を受ける必要があります。
- (2) この場合、存続会社は許可を受けるま
では管工事に関する営業活動はできません。
救済策として建設省では許可事務処理を
可及的速やかに行うことを都道府県主管部
局長を通じて要請しています。
- (3) 消滅会社が既に契約に基づく継続工事を

持つ場合は、事前に発注者と工事の取扱い
について協議しておく必要があります。

条件が満たされれば、継承人として存続
会社が、継続し工事を行うことが可能であ
ります。

- (4) 建設業の許可は、合併に伴い当然に承継
されるものではありません。

新設合併の場合には、まったく新しく建
設業の許可の申請が必要となります。経営
事項審査も同様であります。

当然のことに、新たに新設会社が建設業
の許可を取得するまでは公共、民間工事を
問わず、また、経営事項審査の結果が出る
までは公共工事の受注はできません。

このため、新設合併を選択しようとする
場合には、この点十分な注意が必要です。

なお、前にも述べましたが、建設省では
吸収合併のみならずこのような新設合併の
場合にも、許可事務について速やかに処理
するよう各許可担当部局に要請されていま
す。

最後に、当局は中小企業近代化促進法によ
り、合併の場合の登録免許税の軽減と高度化
貸付資金による融資制度を活用し、中小企業
の合併に対する支援制度を設けていることを
申し添えます。

「企業合併の手引き」 の頒布について

刊行元の(財)建設業振興基金では、団体又は
個人の申出により頒布に応じますので、下記
へ事前に連絡して申込まれるとよい。

記

(財)建設業振興基金

電話 03-5473-4572

(構造改善第一部・担当 今泉副参事)

埼玉県環境基本計画の概要

県は、このほど埼玉県環境基本計画を策定、2月28日これを公表した。

この基本計画は、埼玉県環境基本条例（平成6年12月26日制定）の第10条の定めにより埼玉県環境審議会の答申を踏まえ、所要の修正を行って策定されたもので、21世紀初頭を目標に本県の環境行政の基本的方向を明らかにしたものである。内容は、身近な環境問題から地球規模の問題まで複雑、多様化している今日の環境問題に的確に対応し、持続的に発展することができる「循環型社会」を構築するため、環境の保全と創造に関する長期的な目標とその実現に向けて施策の基本的方向を体系づけを行うとともに、各種の事業を実施していくに当たって配慮すべき事項、行政、県民、事業者等の各主体の役割、施策を効果的に推進していくための方策等を定めている。

(注) 人間社会は、太陽、大気、水、土壌等によって形成される自然環境の中で、様々な物質を利用し廃棄して活動を行っている。こうした自然環境の中から有用物を取り入れ利用する。そして不用となったものは資源やエネルギーとして再利を進め、最終的に不用となったものを自然の浄化能力の範囲内で自然環境に還元（廃棄）する。こうしたサイクルを持続的に進めていくこと。

本文の構成は、第1章から第7章でなる。

第1章では、前段に本県における地形、人口動態、経済活動等の自然条件、社会条件を述べ、そこに発生する大気汚染、水質汚濁等の公害の現況、後段に緑地・動植物の生態、

景観、文化遺産等の歴史的環境に対する保全等にわたり問題提起を行っている。

第2章では、計画目標と計画推進に当たっての基本方針を定めている。

冒頭に、21世紀半ばを展望した長期的な目標として、

- (1) 環境への負荷の少ない地域社会の実現
- (2) 恵み豊かでうるおいのある環境の確保
- (3) 地球環境の保全と自主的取組みの推進

以上3つの指標を設定し、これを掲げている。そして、これらの実現により、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、良好な環境が持続的に発展することができる循環型社会」を構築すると謳っている。

続いて3つの目標を柱に対応姿勢を述べ、さらに計画推進に当たっての基本方針として

- ① 環境優先の理念の具体化
- ② 大量生産・大量消費社会の見直し
- ③ 環境の保全と創造を目指した地域整備の推進
- ④ 森林・農地のもつ環境保全機能の評価
- ⑤ 地域における県民・事業者等の各主体の協同と国際的パートナーシップの推進
- ⑥ 長期的展望をもった施策の展開

以上の6項目を掲げ、それぞれ具体的対応策を述べている。

第3章では、基本目標を実現するため21項

目からなる取組む課題を掲げて施策展開の方向づけを行っている。

さらに重点的に取組むべきプロジェクトとして

- ① クリーンエネルギーへの転換
- ② 低公害クルマ社会づくり
- ③ 都市河川の再生
- ④ ごみゼロ社会づくり
- ⑤ 身近な緑の保全と創造
- ⑥ 多様な野生生物の保全
- ⑦ 地球環境保全と国際協力
- ⑧ 環境学習の推進

以上8つを掲げ、当面の数値目標として平成12年（2000年）までの目標を設定している。

8つのうち特に注目は「低公害クルマ社会づくり」と「ごみゼロ社会づくり」の2つ。

前者では電気自動車など低公害車の普及促進策を掲げ、電気・メタノール・天然ガスを動力源とする自動車の普及促進計画を策定し、県は率先して公用車への計画的導入を図るとする一方、低公害車の優遇策として、県関係駐車場における料金の割引き、県内有料道路料金の割引きなどの検討を行う、また、低公害車に対する情報等の積極的提供をすとしてしている。

後者のごみゼロ社会づくりでは、取組みの第1は、廃棄物の発生そのものを抑制すること。第2は、使用済みの製品を再使用すること。第3は、回収されたものを原材料として使用すること、つまりリサイクルを推進することであり、これらによって廃棄物の減量化を進める。そのうえで廃棄物の減量化対策を総合的、計画的に推進し、廃棄物のない“ごみゼロ社会づくり”を推進するとしている。

生活様式の変化により、様々な種類の膨大な量の廃棄物が発生している中で最終処分場の確保はますます困難となっている。

汚泥、建設廃材、家畜ふん尿など県内で発生する産業廃棄物に対しては、再生利用・再資源化を進めて、産業廃棄物ゼロの完全循環型の産業構造の構築を目指し、産業廃棄物の再生利用の実態調査、発生状況に係る情報整備、リサイクル施設の整備、同技術の開発・普及促進など対策を総合的に推進するものとして、平成12年（2000年）までの努力目標を、次のごとく設定した。

- ① ごみの年間総排出量・平成5年度レベル（222万1千t）から約10%減の200万tとする。
- ② ごみの資源化率・平成5年度時の8.6%から10%にまで引き上げる。
- ③ 産業廃棄物の最終処分量・平成5年度レベル（142万t）から約10%を削減し、約127万8千tとする。

また、身近な緑の保全と創造の分野では、丘陵・台地、平地・林地、耕地などの平地部においては、都市近郊緑地帯を含め総合的な視点からその保全・整備構想を策定し、21世紀に引き継がれる緑豊かな地域づくりを推進する。その手法としては、各種公園事業、河川事業、農業基盤整備事業等の各種の事業と組み合わせて行うとしたうえ、今後「緑の分布基本調査」「広域緑地計画」「自然環境保全総合計画」の策定を行うものとしている。

平成12年（2000年）までの目標値を次のごとく定めた。

- ① 公園緑地等の面積・平成5年度末時点一人当たりの面積4.51㎡から約6㎡へ。また、良好な樹林地の公有地化を平成6年度末時点の約8.8haから約20haまでに拡大する。
- ② 緑の協定に基づく緑地面積・平成6年度末時点の5,148haから約5,700haへ。
- ③ 道路の緑化率・平成6年度末時点の一般国道及び県道の緑化率18.2%から約25%達成に努める。

第4章は、「地域における環境の保全と創造」を標題に掲げている。

本県は、西部の山地、中央部の丘陵・台地、東部の低地と多様な形態で構成されていることから、地域における環境の保全と創造に当たっては、それぞれの地形に応じた環境への配慮すべき事項を視点に立脚推進手法等を明示している。

第5章は、各種事業の実施における環境配慮の基本方向を示している。

特に環境の保全と創造に大きな関わりをもつ次の事業をあげて環境への配慮を求めている。

- ① 市街地の整備
- ② 道路の整備
- ③ 河川・ダム の整備
- ④ 公園・緑地の整備
- ⑤ 下水道の整備
- ⑥ 廃棄物処理施設の整備
- ⑦ 住宅団地の建設
- ⑧ 農業農村の整備
- ⑨ 工業団地・工業用地の造成

行政情報 (2)

「埼玉県既存建築物耐震改修促進計画」 の視点とそのあらまし

標記の計画は、県が本年3月策定し公表したものであって、その内容は埼玉県震災対策計画に盛り込まれた震災予防計画における論点部を視野に「既存建築物の耐震化対策」を具体的に体系づけ、既存建築物の耐震診断・改修を促進するための方策についての基本的な

⑩ オフィスづくり

事業の実施に際しては、環境への負荷の少ない地域社会の実現と自然環境の保全を求めている。

第6章は、計画を推進するための県・市町村、事業者そして県民の役割を示し、それぞれの役割や能力に応じて、自主的・積極的な取り組みと配慮すべき事項を明らかにしている。

特に、民間団体、事業者団体の役割を重要視し、県、市町村、住民との協力・連携を求めている。

第7章は、本計画の推進に当たり、埼玉県環境基本条例に盛り込まれた規定との整合性を図ることなどの基本事項を定めている。

— 結び —

なお、この基本計画の期間は、平成7年度(1995年)から平成22年度(2010年)までと設定した。この間、社会経済や環境の状況の変化に対応するため、概ね5年目を目処に本計画の見直しを行うこととしている。

考え方と枠組みを定めたものである。

内容そのものは、県及び特定行政庁が具体的な事業を実施していくための「実施計画」を策定する際の指針となるものである。

本計画は本文3章からなり、第1章の冒頭

阪神・淡路大震災における被害状況を引き合いに、施策へ向け課題提起を行い、本県における既存建築物の耐震性の現状と動向をそれぞれ数値をもって示している。

第2章では、阪神・淡路大震災の被災状況を教訓に、特に既存建築物の耐震診断と耐震改修を促進していくための施策展開の基本的な枠組みを定めるといった目的を明確にした上、本計画の上位計画である埼玉県震災対策計画との関連性、さらに、耐震改修推進の基本方針及び施策展開の基本的考え方などを述べている。

第3章では、基本施策における実施体制を行政サイドから取り組む方策等を具体的に示している。

施策展開の総括

新耐震設計基準により概ね安全とされる昭和56年以降の建築物を除き、それ以前の既存建築物を対象とし、県民が早急に耐震診断、耐震改修を実施できるような官民一体となった体制を作ることにより、既存建築物の耐震性の向上の促進を図ることが策定の主目的。

具体的には次の施策を基本として、実施体制を整えていく。

- (1) 所有者等への耐震診断・改修のための講習会の開催等
- (2) 耐震診断・改修関連の技術者の養成と把握
 - ① 耐震診断・改修講習会の開催及び受講者の登録・把握(註1)
 - ② 建築関連団体及び技術者間の情報交換、事業の推進を図るための「耐震診断・改修推進連絡協議会(仮称)」の設置等の推進
 - ③ 「耐震診断・改修推進連絡協議会」へ

の活動の要請

- (3) 耐震診断・改修関連の相談受付等実施体制の整備(註2)
- (4) 融資・助成制度の活用等による耐震診断・改修の促進(註3)

この促進計画を踏まえ、県は具体的な事業を実施していくための「促進実施計画」を平成8年度に策定する予定である。

(註1) 建築関連技術者が耐震診断を的確に実施し、合理的な耐震改修のメニューを所有者等に提示していくことを可能とするよう、耐震診断と改修に必要な建築技術を習得してもらうため、各構造別に講習会を開催するなど必要な措置を講ずるものとし、耐震診断・改修を行うための技術の普及を図る。

各講習会の主催者は、それぞれの受講修了者に対し、受講修了証を発行するとともに、受講修了者を修了者名簿等に登載する。

(註2) 建築物所有者等から耐震診断・改修に関する相談を受けるための行政窓口や耐震診断・改修を実施する機関を紹介する耐震相談窓口など、耐震診断・改修関連の相談受付のための体制の整備を図る。

(註3) 耐震改修に当たって、国・県及び市町村における耐震診断・改修等にかかる助成・融資制度や日本開発銀行、住宅金融公庫等の融資制度を広く活用するよう行政窓口において情報提供を行う。

また、県及び市町村は、既存の助成・融資制度の拡充や新たな助成・融資制度の創設等を検討するとともに、国に対しても制度の拡充・創設等を要望していく。

(H・W)



行政情報 (3)

県は、建設工事等に暴力団が介入することにより、正常な施工が阻害されるなどの問題を排除するため、県警察本部との連携の下に「埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱」を制定、平成8年4月1日施行とした。

以下、条項全文を掲載し、周知に供することとした。(H・W)

埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明した場合における指名除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建設工事等：建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託、建設資材の納入をいう。
- 二 有資格業者：建設工事等の指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- 三 有資格業者の役員等：有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- 四 暴力団：その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 五 暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。

(指名除外)

- 第3条 知事は、有資格業者が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、埼玉県建設工事等の契約に係わる指名除外等審査会（以下「審査会」という。）の議を経て当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。
- 2 知事は、有資格業者のうちの共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「組合等」という。）を、前項の規定により指名から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても審査会の議を経て、当該組合等の指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外するものとする。
 - 3 知事は、組合等の構成員のうちの有資格業者を、第1項の規定により指名から除外するときは、当該組合等についても審査会の議を経て、当該有資格業者の指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外するものとする。

(指名除外の通知)

第4条 知事は、前条の規定により指名除外の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第5条 発注機関の長は、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第6条 発注機関の長は、建設工事等について、指名除外期間中の有資格業者への下請負についてはこれを行わないよう指導するものとし、また再委託についてはこれを承認しないものとする。

2 発注機関の長は、指名除外期間中の有資格業者が建設工事の完成保証人になることを承認しないものとする。

(建設工事等妨害の際の措置)

第7条 発注機関の長は、建設工事等を受注した業者が、当該建設工事等に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第8条 知事は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第9条 県に第3条に規定する指名の除外に関する審議を行うため、審査会を設置する。

(審査会の組織)

第10条 審査会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。

2 会長は、土木部長をもって、これに充てる。

3 副会長は、土木部建設管理監をもって、これに充てる。

(審査会の会長等の職務)

第11条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の開催)

第12条 審査会は、必要の都度会長が招集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつ止むを得ない理由により審査会を開催出来ないときは、審議事項を記載した書面を委員に回付して、審査会の審議に代えることができる。

(県警察本部との連携)

第13条 審査会は、県警察本部との密接な連携のもとに運営するものとする。

2 審査会は、別表第1の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、県警察本部の参加を求め、当該情報の事実確認を行うものとする。

(事務局)

第14条 審査会の事務局を土木部建設管理課に置く。

(守秘義務)

第15条 審査会の委員及び事務局職員は、審査会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委 任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。ただし、施行前にした行為についても適用する。
- 2 埼玉県建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 第1項ただし書の場合にあっては、第3条中「別表第1」とあるのは、「旧埼玉県建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和63年4月1日施行）別表第1」とする。

別表第1（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格者又は有資格者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又は有資格者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内
3 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から4月以上12月以内
4 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
5 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内

別表第2（第10条関係）

所 属	委 員	所 属	委 員
土 木 部	部 長	農 林 部	次 長
	次 長	住宅都市部	次 長
	技 監	警察本部	総 務 部 長
	建設管理監		

国家資格に直結するものと誤認しやすい民間団体が実施する講習等について

標記に関し、建設省はこれまでも関連団体等を通じて悪質な勧誘に乗せられないよう注意を喚起してきたが、その後も跡を絶たず、しかも、建設業法の改正により国家資格が一層重要なものとなっていることもあり、さらに悪質な勧誘の増加が予想されるとして、このほど国家資格制度の仕組み等を明示し、このたび県土木部長を通じ当建産連に対し内容周知の要請があった。

本誌では第56号にて同趣旨の問題提起を行い警告したところであるが、こうした“似非講習”には、国・地方公共団体等の名称を使用し、電話、ダイレクトメール等により申し込みの期限が迫っているとの印象を与えるなど手口は至って巧妙で、これに乗せられないことである。

建設省では、こうした手口により生ずるトラブルの原因は、勧誘を受ける者が国家資格についての知識が十分でないため安易に申し込むことが大きな要因であるとして、このたび国家資格に関する制度仕組みが分かり易く示されているので、以下これを列記し参考に供することとする。(W)

記

1. 建設業法に基づく国家資格

- (1) 技術検定は建設業法第27条に基づき実施されるものであり、現在、下記左欄の6種目が実施されており、技術検定合格者は各々その右欄に示す名称を称することができる。

技術検定種目	称 号 名
建設機械施工	建設機械施工技士
土木施工管理	土木施工管理技士
建築施工管理	建築施工管理技士
電気工事施工管理	電気工事施工管理技士
管工事施工管理	管工事施工管理技士
造園施工管理	造園施工管理技士

- (2) 技術検定に合格するためには、次の2つの方法がある。

- ① 種目ごとに全国一斉に実施される試験に合格する。
- ② 一定期間実施される研修を受講し、その修了試験に合格し、技術検定の学科試験、実地試験の免除を受ける。

①の試験は、建設業法第27条の2に基づいて建設大臣が指定した試験機関のみが実施できる。
また、②の研修もこの試験機関のみが実施しており、平成8年度は、2級土木施工管理技術研修、2級建築施工管理技術研修、2級建設機械施工技術研修のみが実施される（別表-1参照）。

(3) 技術検定に係る試験及び研修の申し込み受付は、毎年一回のみであり、年間を通して行っているものではない。

また、試験及び研修の実施時期、方法等については、建設大臣又は実施機関の告示や広告によることとし、これらを官報掲載あるいはポスター等によって案内しているものであり、各個人あてに電話、ダイレクトメール等によって直接に勧誘または案内は行っていない。また、試験及び研修の実施に当たっては、別表-1の実施機関が、他の機関に受付等の業務の一部を依頼することはない。

(4) 申込書は、自己の経歴等を記入するもので、本人で簡単に作成できるものである。

別表-1

建設業法に基づく国家資格

検定種目	級別	試験区分	平成8年度受験受付期間(予定)	試験実施機関
建設機械施工	1級	学 科	平成8年 4/1~4/15	社団法人 日本建設機械化協会
		実 地	平成8年 7/29~8/12	
	2級	学 科	平成8年 4/1~4/15	
		実 地	平成8年 7/29~8/12	
	2級建設機械施工技術研修		平成8年 8/1~8/21	
土木施工管理	1級	学 科	平成8年 3/18~4/1	財団法人 全国建設研修センター
		実 地	平成8年 8/20~9/2	
	2級	学科・実地	平成8年 3/18~4/1	
	2級土木施工管理技術研修		平成8年 3/18~4/1	
建築施工管理	1級	学 科	平成8年 2/9~2/23	財団法人 建設業振興基金
		実 地	平成8年 7/19~8/2	
	2級	学科・実地	平成8年 7/19~8/2	
	2級建築施工管理技術研修		平成8年 10月下旬	
電気工事 施工管理	1級	学 科	平成8年 2/9~2/23	財団法人 建設業振興基金
		実 地	平成8年 7/19~8/2	
	2級	学科・実地	平成8年 7/19~8/2	
管工事 施工管理	1級	学 科	平成8年 5/17~5/31	財団法人 全国建設研修センター
		実 地	平成8年 10/18~10/31	
	2級	学科・実地	平成8年 5/17~5/31	
造園施工管理	1級	学 科	平成8年 6/3~6/17	財団法人 全国建設研修センター
		実 地	平成8年 10/18~10/31	
	2級	学科・実地	平成8年 6/3~6/17	

◎ 社団法人 日本建設機械化協会

所在地：東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル

TEL：03-3433-6141

◎ 財団法人 全国建設研修センター

所在地：東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル

TEL：03-3581-0138

◎ 財団法人 建設業振興基金

所在地：東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館

TEL：03-5473-1581

2. 建築士法に基づく国家資格

- (1) 一級建築士試験は、建築士法第13条に基づき建設大臣が実施するものであり、試験の実施に関する事務は、同法第15条の2に基づき指定された機関が行っている（別表-2参照）。
- (2) 二級建築士試験及び木造建築士試験は、建築士法第13条に基づき都道府県知事が実施するものであり、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17に基づき指定された機関が行っている（別表-2参照）。
- (3) 建築士試験においては、講習の受講等により試験が免除される制度はない。
- (4) 上記(1)及び(2)の試験に合格しても、直ちに有資格者にはなれず、一級建築士になろうとする者は、建設大臣の免許を、二級建築士及び木造建築士になろうとする者は、試験に合格したその都道府県知事の免許を受けなければならない。
- (5) 昭和60年11月建築士法第20条第3項に規定する建築設備資格者が告示により定められたが、同資格者となるための建築設備士試験は、告示により指定された機関が実施している（別表-2参照）。

なお、建築設備資格者については、更新講習が平成元年度より実施されているところである。

- (6) 前期(1)及び(2)の試験並びに(5)の試験の実施時期、方法等については、実施機関が試験案内等を配布するほか、広告、ポスターによる掲示等によって案内するものであり、各個人あてに電話、ダイレクトメール等によって直接勧誘又は案内を行っているものではない。

別表-2

建築士法に基づく国家資格

検定種目	試験区分	平成8年度受験受付期間(予定)	試験実施機関
一級建築士	学 科	平成8年 5/20～5/24	財団法人 建築技術教育 普及センター
	設 計 製 図		
二級建築士	学 科	平成8年 4/15～4/19	
	設 計 製 図		
木造建築士	学 科	平成8年 4/15～4/19	
	設 計 製 図		
建築設備資格者	建 築 設 備 士 試 験	平成8年 3/15～4/5	
	学 科 設 計 製 図 及 び 論 文		

3. 浄化槽法に基づく国家試験

- (1) 浄化槽設備士は、浄化槽法に基づき昭和60年に制度化された国家資格であり、同法第42条に基づき、次の2つの場合に建設大臣より免状が交付されて初めて資格者となる。
- ① 浄化槽設備士試験に合格した場合
 - ② 建設業法第27条に基づく管工事施行管理に係る技術検定に合格した後、浄化槽設備士認定講習会の課程を修了した場合
- (2) 浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士認定講習会は、同法第43条第4項等の規定に基づき指定及び認定を受けた財団法人浄化槽設備士センターが実施している。(別表-3参照)
- (3) 試験及び講習の実施時期、方法等については、実施機関の告示または広告によることとし、これらを官報掲載あるいはポスターによる掲示等によって案内しているものであり、各個人あてに電話、ダイレクトメール等によって直接に勧誘または案内を行っているものではない。

別表-3

浄化槽法に基づく国家資格

検定種目	試験区分		平成8年度受験受付期間(予定)	試験実施機関
浄化槽設備士	浄化槽設備士 試験	学 科	平成8年 4/1~4/12	財団法人 浄化槽設備士センター
		実 地		
	浄化槽設備士 認定講習会	講 義	平成8年 3/18~4/12 (5月実施)	
			平成8年 5/13~6/7 (7月実施)	
		平成8年 6/17~7/5 (8月実施)		
効果評定	平成8年 7/15~8/2 (9月実施)			
	平成8年 9/24~10/18 (11月実施)			
		平成8年 10/7~11/1 (12月実施)		

◎ 財団法人 浄化槽設備士センター

所在地：東京都千代田区麴町4-3 麴町4丁目ビル

TEL：03-3237-6591

「ひと、みどり、 ぬくもりのまち」 づくりを目指す



三芳町長 林 孝次

【三芳町の特徴】

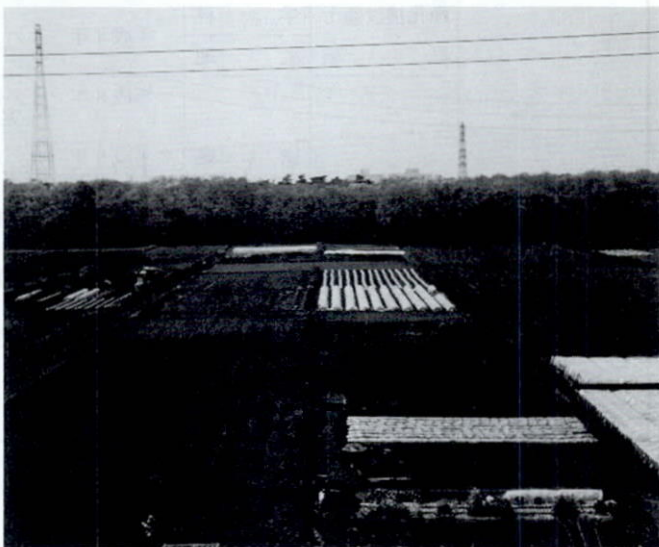
本町は、埼玉県の南西部、いわゆる武蔵野台地の北東部に位置し、首都圏から30km圏の

立地条件により、都心部との交通の便に恵まれる。東部地域に市街地が形成されているが、中部以西には農地や武蔵野の面影を残す緑地が広がり、緑豊かな環境が残されています。

交通は、国道254号(川越街道)が町の東部を、主要地方道大宮・上福岡・所沢線が町の西部をそれぞれ南北に走るとともに、県道三芳・富士見線が町の中央部を横断し、それら幹線道路を町道が縦横に結んでいる。また、町の西部を縦貫する関越自動車道のインターチェンジが近接しており、都心部や上信越方面などへの高速道路交通に恵まれています。

本町には現在でも、三富新田開拓で知られる開拓当時の地割れや開拓によって作りあげてきた屋敷林、耕地、雑木林などの武蔵野開拓の農村景観が残されています。また、古代の遺跡や「三富開拓地割遺跡」に代表される開拓にまつわる歴史遺産のほか、由緒ある寺社や関連する文化財、竹間沢車人形、里神楽など、有形・無形の多様な歴史文化遺産が

面積 (8.6.1 現在)	15.3km ²
人口 (8.6.1 現在)	35,280人
一般会計当初予算(8年度)	89億3333万円



県指定旧跡 三富開拓地割の鳥瞰

保存・継承されています。

また、当町は野菜を中心とする都市近郊型の畑作農業地帯であり、「ほうれんそう」や「こかぶ」「さといも」などに加え、「茶」や「さつまいも」の生産も行われている。一方、工業は昭和35年に工場地区を指定し工場の誘致をはかり現在、食品製造、金属加工、電気機械などの企業百数十社が操業し、各種

工業製品を生産しています。

【三芳町をつくる3つのキーワード】

うるおい —芳潤—

本町の町名にちなみ三つの「芳」、すなわち芳しいもの（三芳町が誇れる優れたもの）をつくり上げていこうとするものです。いずれも、三芳町へのこだわりや生活の質的向上、心の充足を重点とし、町民の参加、協力により実践活動を展開していくものです。

その一つである“うるおい”は、「芳しくうるおいのある環境」の創造を目標とし、緑と歴史の保全や環境美化、環境との共生を進め、自然にやさしくふれあい豊かに暮らす、美しいうるおいに満ちたまちづくりを目指すものです。

- 武蔵野開拓の貴重な歴史遺産である上富地区の地割れや緑、全町的な街路樹の保全・整備を推進するとともに、自然や歴史にふれあえる散策ルートの整備などを進め、個性ある緑と歴史の空間づくりを目指します。
- リサイクル型まちづくりへ転換をはかるため、町民のリサイクル活動を多面的に展開するとともに、全町的な環境美化活動や不法投棄対策などを推進し、環境と共生する美しいまちづくりを目指します。
- 農業後継者の確保・育成や農業技術の研修、農業体験や余暇の場となる総合的な農業公園など拠点施設・機能の整備を進め、活力ある都市近郊型農業の振興と、土とのふれあい豊かなまちづくりを目指します。

ふれあい —芳心—

“ふれあい”は「あたたかく親切な心と行動」の創造を目標とし、思いやりの心を土台

として福祉と健康を高め、町民のコミュニティやまちづくり活動、交流活動を育み、町民が主体となった人間味豊かなまちづくりを目指すものです。

- 町民のやさしさとふれあいの心に根ざした福祉活動や、高齢者・障害者等に配慮したやさしさに満ちた地域環境の整備を進めるとともに、健康増進につながる施設・機能の整備や日常的な健康体力づくり活動の推進をはかり、健康長寿のまちの創造を目指します。
- 総合的なコミュニティ対策やまちづくりの人材育成、推進体制づくり、活動支援などをはかり、ふるさと意識を基盤に町民が主役となったまちづくりを目指します。
- 町民及び行政の国際理解の向上をはかりつつ、国際交流活動や地域環境の国際化を推進するとともに、国際化時代への対応を視野に入れた交流社会づくりを目指します。

いろどり —芳声—

“いろどり”は「芳しい名声・良い評判」の創造を目標とするもので三芳町のイメージアップやブランド工場、町の顔（中核）づくりなどにより、対外的に三芳町の名を高めるとともに、町民の誇りを培っていくものです。—表紙写真参照—

- 三芳町の個性的なシンボルの展開や都市景観づくり、イベントの推進などに努めるとともに、シンボル施設の整備や特産加工品事業への取り組み、PRの推進などにより「富の川越いも」の総合的なブランド・振興対策を推進し、三芳町の良好な知名度と地域イメージの向上を目指します。
- 庁舎周辺を「文化・行政拠点ゾーン」として機能整備を進めるとともに、各地区の生涯学習・健康・地域福祉などの拠点整備と相互のネットワーク化をはかり、機能的な

まちづくりを目指します。

“うるおい” “ふれあい” “いろどり”の3点を中心とした施策を積極的に推進するこ

とにより、本町が21世紀に向けて標姿する将来像「ひと みどり めくもりのまち」の実現が可能になると考えています。

県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」

元禄7年(1694)に川越藩主となった柳沢吉保は、長年帰属の争いを繰り返してきた北武蔵野の一角を領有するにおよび、この地三富地区(所沢市～三芳町)の新田開拓という大事業に着手した。

この開拓事業は、吉保の命を受けた曾根権太夫をはじめ家臣によって、近郷の上富村、中富村(現大井町)などの住民の移住によって直接事業に当たらせ、約2年後の元禄9年5月に検地を行い、合計241戸の新しい村をつくった。これが三富新田である。

いわゆる「三富新田の地割」といわれる開拓手法は、まことに合理的で今日の土地区画整理事業の範ともいえる見事な構成である。



三富開拓地に残る伝統的民家移転復元「旧島田家住宅(島田伴完翁寺子屋)」

開拓地は、幅6間(約11m)の道を縦横に開くことから始められ、この道の両側を間口40間(約72m)、奥行き375間(約675m)の短冊状に区画し、一戸当たり5町歩(約5ha)ずつ分配した。

屋敷割(一軒分)は、道路に面した表側を屋敷地とし、その次に耕地を、その奥を雑木林とした。農家の周囲に竹、樺、杉、檜などを植え屋敷林として防風の役目を果たさせるとともに農耕機材の用材に、雑木林は燃料として自家用または市販を許し収入の道を図った。吉保は一般に悪評される面が多いが、この地三芳地区では新田開拓を推進した大恩人として敬愛の念をいだくといわれる。

県教育局では、目下この「三富開拓地割遺跡」の保全と顕彰を目的にした施設等の整備の具体化について検討を行っている(この稿編集子追記)。



連合会の動静

平成8年度（第17回）通常総会

—新事業計画を可決—

役員改選・島村治作氏を新会長に推す

6月7日午後2時から、建産連会館センター棟2階第1会議室において平成8年度（第17回）通常総会を開催し、①平成7年度事業報告並びに一般及び特別会計収支決算、②平成8年度事業計画並びに一般・特別会計収支予算の各案件を上程、いずれも可決承認のあと任期満了に伴う役員改選を行い、理事38名、監事3名、評議員27名を選出したのち、理事の互選により会長に島村治作氏（副会長）を新任、副会長は5名のうち安藤晃、松本孔志、星野謹吾、町田迪の4氏が留任、新たに関根宏氏（埼玉建設業協会会長）を選出、さらに専務理事に立石照三、常務理事に金井好男の両氏の留任を決め、執行体制を固めて新発足した。

議事経過の概要

会議に入る前に斎藤会長は、今春黄授褒章受章の柴山諄一理事（埼玉建築士会所属）に対し、祝金を贈ってその功に報いた。

定刻に至り立石専務理事の司会で開会、まず定足数を満たし本総会の成立を宣したあと、町田副会長の開会の辞に続いて挨拶に立った斎藤会長は、当建産連が発足して以来17年、この間、種々の事態の転変とともに社会情勢は大きく変わり、建産連の果たす役割は一段



総会議場風景

と大きなものとなってきた。これまで力の及ばない面もあったが、役員各位の理解と協力を支えに大きな過りもなく勤めてきた会長職を、今期総会を機に交替し体制の一新を図ることとしたいと辞任の意向表明を行い、了承を得たいとしたうえで、一連の提出議案の審議を要請した。

続いて議長に安藤副会長を選任、まず議事録著名人に坂本勤、阿野昭三郎の両理事を指名して議事を進めた。

はじめ第1号議案：平成7年度事業報告承認の件、第2号議案：平成7年度一般会計収支決算承認の件、第3号議案：平成7年度特

別会計収支決算承認の件を一括上程し、事務局に説明を求めた。

金井常務理事が立ち、総会議案資料をもとに各件とも要点に絞り逐次説明、最後に監事の監査報告（斎藤康人監事）を受けたあと質問の有無を問い、採決の結果いずれも原案のとおり承認することに決した。

次いで、第4号議案：平成8年度事業計画、5号議案：平成8年度一般会計収支予算、第6号議案：平成8年度特別会計収支予算の各案件を一括上程し、事務局より順次内容説明を行い、質問の有無を問い採決の結果、いずれも原案のとおり事業計画（別掲、本稿末尾参照）並びに一般会計予算合計1億2,434万円及び特別会計予算合計3,014万4千円を可決承認した。

続いて、第7号議案：役員を選任の件を上程、その選任については、予め会員団体より推挙の候補（理事38名、監事3名、評議員27名）の名簿を提示し、その承認を求めた。

ここで一時議事を中断、この間、理事17名からなる正・副会長等選考委員会が別室にて協議を行い、終了をまって議事を再開、その結果を事務局より報告（会長、副会長5名、専務理事・常務理事各1名）、いずれも報告のとおり了承を得てその就任を決めた（末尾役員名簿参照）。なお、この席で各種委員会構成メンバーを同時に発表し、その了承を求めた。

以上をもって一連の総会議事を終了、引き続いて本席上、過般土屋義彦埼玉県知事より当建産連会長宛寄せられた「企業倫理の確保について」の要請に応え策定した「決議」（全文本稿末尾別掲参照）を万場一致採択して閉会した。

斎藤前会長に感謝状贈呈

議事終了後島村新会長は、就任の挨拶に併せ斎藤前会長を「名誉会長」として掲載した



島村会長（左）より感謝状贈呈

いとして、次のごとく述べた。

このたび会長として重責を担うこととなった。微力ながらも努め、役員各位の指導と支援を願って職責を全うしたいと述べ、さらに退任の斎藤前会長は、当建産連発足以来17年の長きにわたり会長という重責を果たされてきた。文字通り生みの親であり、育ての親として今日までその育成に尽力された功績は大きい。また、全国建産連の設立当時から副会長、次いで会長とその職を歴任され、その功を多とし現在顧問としてその職に就かされている。当建産連としても今後「名誉会長」として引き続き尽力願うこととしたいと語り、全員の賛同を得た。

なお、席上、島村会長より永年の功に報い感謝状を贈呈した。

祝賀パーティ開く

暫時休憩し、午後3時30分から席を同センター棟3階大ホールに移し、土屋義彦知事、小島敏男県議会議長をはじめ県関係部局の幹部、関係機関、団体の代表等多数の方々を来賓として迎え、祝賀パーティを開催した。

たまたま昨日から知事選に突入したこともあり、再選を目指し立候補された土屋知事には、多忙な日程の中を差し繰りほぼ定刻に来席、歓迎のうちに立石専務理事の司会進行で

開会。

はじめ島村会長が挨拶に立ち、このたびの役員の改選により会長に推され、その重席を担うこととなった旨述べ、本席に土屋知事をはじめ来席多数の来賓に対し感謝の意を表するとともに今後の指導、支援をお願いした。

続いて、現在業界を取り巻く諸情勢に触れ、状況は必ずしも明るいものではないが、自助努力をもって関係方面の信頼に応えられる体制を確立し、建産連本来の使命を果たして参りたいと所信を述べた。

続いて祝辞に立った土屋知事は、開口一番、このたび会長職を退いた斎藤前会長の功績を讃え、後任の島村会長に対して激励の言葉を寄せ、かつ、建産連が県政推進の中核として今後とも活躍することを期待したいとしたうえ、知事就任当初から掲げている「環境優先、生活重視」の指標を確実に推進し、住みよい彩の国さいたまの実現に全力投入すると力強く述べ、選挙運動中とあって多くを語らず約15分程にして退場した。

引き続き祝辞に立った小島県議会議長は、国はいまの景気動向を回復基調に入ったとの見方をしているが、中小企業をはじめ産業界は経営、流通の各般にわたる構造改革がなお尾を引き景気回復の足枷となっているように見受けられる。公共事業予算は精一杯の確保に努めたところである。建産連が陣頭に立ち良い方向に向かわなければ真の景気とは言い得ないと激励の言葉を寄せた。

開宴に際し、斎藤前会長が立ち、会長在任中各界から寄せられた厚誼に対し感謝の意を表したあと、島村会長を中心に建産連の益々の発展を祈念するの言葉を寄せて杯を挙げ、一同これに和して乾杯、和やかな祝宴に移り交歓を重ねること時余に及び、池上副知事による手締めで力強く締め盛会裡に祝宴の幕を閉じた。



祝辞に立つ土屋知事

▼小島県議会議長



改選・建産連首脳名簿

(平成8年6月7日)

名誉会長	斎藤	裕
会長	島村	治作
副課長	関根	宏
同	町田	迪
同	松本	孔志
同	星野	謹吾
同	安藤	晃
専務理事	立石	照三
常務理事	金井	好男
兼事務局長		

平成 8 年度事業計画の骨子

我が国の経済は、数次にわたる経済対策等の効果もあって、公共投資や住宅投資が高水準に推移するとともに、個人消費と民間設備投資の回復傾向が一部にみられるなど、今後の景気回復が大いに期待されている。

一方、建設産業を取り巻く環境は、新しい入札・契約制度がスタートして、3年目を迎え、建設業法の改正を始め、公共入札ガイドライン、経営事項審査の見直し、履行ポイント導入等を踏まえた標準請負契約約款など諸制度の改革が進められるとともに、建設市場の国際化、さらには市場競争を通して「良いものを安く」求める国民ニーズの顕在化など、建設業界は「新しい競争の時代」を迎え、取り組むべき多くの課題に直面している。

こうした状況にあって、諸制度の定着はもとより、2年目にあたる「構造改善戦略プログラム」に基づく事業の積極的推進と、特に適正な元・下関係の確立など、当連合会が果たすべき役割を認識しながら、会員団体相互の連携、協調体制の強化に努めるなど、関係行政諸機関等の指導・協力のもとに、次に掲げる事業を実施するものとする。

1 調査研究事業

建設産業に係る構造改善等の推進を図るための各種調査研究等の実施。

2 研修事業

- (1) 会員団体構成員の知識向上に役立てるため、一般教養、政治、経済等の各分野における著名な講師を招き、講演会、研修会を開催する。
- (2) 会員団体構成員の資質の向上等に資するため、文化施設、先端企業等の視察、見学を行う。

3 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」や「構造改善戦略プログラム」等の趣旨に則り、諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の活発な活動を支援するため、庶務事務を積極的に実施する。
- (2) 埼玉県が主催する構造改善推進協議会の事業に積極的に参画するとともに構造改善戦略プログラムに基づく事業の推進を図る。
- (3) 会員団体構成員の知識、技術の向上に資するため関係団体等との共催により経営講習会、研修会を開催する。
- (4) 元・下関係の具体的検討や情報交換等懇談会の開催。

4 情報の収集・提供

- (1) 国、地方公共団体の行政施策、公共事業予算、建設産業界の動き、その他経営、労務等に関する情報を収集し、適時に会員団体に提供する。
- (2) 機関紙「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体、その他関係機関等に提供する。

5 建議、陳情等の活動

社会資本整備の促進、地元建設産業の振興、その他建設産業に係る諸問題の解決等を図るため、必要に応じて随時、国及び地方公共団体、その他関係機関に対して建議、陳情等を行う。

6 連絡調整事業等

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するため、会員団体主催行事への参加をはじめ、必要に応じて団体相互間に関連する事業について、連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体、その他関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、相互に関連する事業について連絡会議を開催する。
- (3) 会員団体相互及び関係機関関係者との親交を深めるため、新年賀詞交換会を開催する。
- (4) 国及び県等主催の建設雇用改善推進の集い等に参画、行事遂行に協力する。

7 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性等を広くアピールするとともに国づくりまちづくり産業キャンペーン事業として、継続により、県内の公立小・中学校の児童・生徒を対象に「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 埼玉の建設産業のPR等を図るため、平成9年カレンダーを作成し、会員団体はじめ関係機関等に配布する。
- (3) 建設産業のPRのため、各種の広報等を行う。

8 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の維持管理を適切に行うとともに、管理費の節減に努め、会議室等の効率的な利用を図る。
- (2) 会館等利用者の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練及び防災思想の啓蒙を行う。

9 全国建産連事業との協調

(社)全国建産連の事業活動に参画し、全国的課題の達成等に協力する。

改 選 ・ 役 員 名 簿

(平成8年6月7日現在)

構 成 団 体 名	理 事	監 事	評 議 員
(社) 埼 玉 県 建 設 業 協 会	関島小 根村川 治雅 宏作以	平 岩 宗 敏	田部井 一 彦
(社) 埼 玉 県 電 業 協 会	町吉 田村克 迪昌		長 井 邦 男
(社) 埼 玉 県 造 園 業 協 会	松 本 孔 志	小 林 文 武	船 越 亮 二
東日本建設業保証(株)埼玉支店	菊 池 平 三 郎		
埼 玉 県 鉄 構 業 協 同 組 合	渡 辺 健 市		坂 井 暹
埼 玉 県 電 気 工 事 工 業 組 合	大曾根 正 男		小 沢 浩 二
(社) 埼 玉 県 空 調 衛 生 設 備 協 会	細 井 五 十 男		瀬 田 好 雄
(社) 日 本 塗 装 工 業 会 埼 玉 県 支 部	菅 谷 和 雄		桂 勝 英
埼 玉 県 建 設 大 工 工 事 業 協 会	目 黒 有		杉 田 征 一 郎
(社) 埼 玉 建 築 士 会	坂 本 敏 小林 勤 浩	高 橋 庫 治	高 木 容
(社) 埼 玉 県 建 築 士 事 務 所 協 会	瀧 澤 源 二 郎		伊 尾 木 充
(社) 埼 玉 建 築 設 計 監 理 協 会	高 岡 敏 夫		片 淵 重 幸
(社) 埼 玉 県 測 量 設 計 業 協 会	岡 田 道 夫		遠 藤 修 一
(社) 埼 玉 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会	星 野 謹 吾 中 田 高 元		大 山 英 雄
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	首 藤 淳		荒 川 春 郎
埼 玉 県 道 路 舗 装 協 会	松 本 喜 八 郎		田 中 恭 一
埼玉県コンクリート製品協同組合	日 下 銹 二		山 田 欣 一
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	松 野 俊 弘		西 村 昭 彦
埼玉県砂利協同組合連合会	小 林 勘 市		荻 野 太 治
埼玉県下水道施設維持管理協会	小 山 保		矢 沢 研 二
埼玉県環境安全施設協会	阿 野 昭 三 郎		三 村 悦 也
(財) 埼 玉 県 建 築 住 宅 安 全 協 会	安 藤 晃		
埼玉県内装仕上工事業協同組合	石 田 信 向		黒 川 勇
埼玉県総合建設業協同組合	関 口 雅 之		武 井 清
埼玉県建設業健康保険組合	清 水 茂 三		
埼玉県建設業厚生年金基金	斎 藤 裕		
(社) 情 報 通 信 設 備 協 会 埼 玉 県 支 部	横 田 充 穂		小 山 伸 次
埼 玉 県 地 質 調 査 業 協 会	泉 和 郎		服 部 圓
埼玉県生コンクリート工業組合	田 中 瑞 穂		大 出 信 好
埼玉県設備設計事務所協会	渡 辺 健 治 郎		服 部 幸 二
埼玉県アスファルト合材協会	廣 田 豊 作		米 川 爲 光
(社) 埼 玉 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会	立 石 照 三 金 井 好 男		

各 種 委 員 会 構 成

◎印 委員長 ○印 副委員長

(平成8年6月7日現在)

総務委員会	広報委員会	構造改善 委員会	研修指導 委員会	経営合理化 委員会	管理運営 委員会
小川 雅以		田部井一彦		◎関根 宏	◎島村治作
吉村 克昌	長井 邦男	◎町田 迪			町田 迪
	◎松本 孔志		船越 亮二		松本孔志
				菊池平三郎	菊池平三郎
		坂井 暹		渡辺健市	渡辺健市
大曾根正男		小沢 浩二			
		瀬田 好雄	細井五士男		
	菅谷 和雄	桂 勝英			菅谷和雄
		目黒 有	杉田征一郎		
	小林 敏浩		坂本 勤	高木 容	坂本 勤
瀧澤源二郎	伊尾木 充				瀧澤源二郎
○高岡 敏夫				片淵重幸	
			岡田 道夫	遠藤修一	岡田道夫
◎星野 謹吾	中田高元		大山英雄		星野謹吾
	荒川 春郎			首藤 淳	首藤 淳
			○松本喜八郎	田中恭一	
日下 銹二			山田 欣一		
西村 昭彦				松野俊弘	
小林 勘市			荻野 太治		
小山 保	矢沢 研二				
	阿野昭三郎	三村 悦也			
			◎安藤 晃		
		黒川 勇		○石田信向	
		関口 雅之		武井 清	
清水 茂三					
					○斎藤 裕
	○横田 充穂		小山 伸次		
			服部 圓	泉 和郎	
大出 信好		○田中 瑞穂			
渡辺健治郎	服部 幸二				
	廣田 豊作	米川 爲光			

企業倫理の確保に関する決議

当建産連は、去る4月22日土屋知事より寄せられた「企業倫理の確保について」の要請を厳しく受けとめ、その対応を5月2日の理事会に諮ったうえ6月9日の通常総会の席上、会員31団体の総意をもって下記の決議文を採択した。

決 議

われわれ社団法人埼玉県建設産業団体連合会は、県内における建設業及び関連する産業団体の連合組織として、建設業をとりまく環境改善等をはかり、もって公共の福祉の増進に寄与すべく日夜努力を重ねている。

この度、県内市町村発注の公共工事をめぐり競争入札妨害事件等が発生するなど、建設業界が更に県民の厳しい社会的批判を受けることとなったことは誠に遺憾である。

われわれ会員団体は、このようなことが二度と繰り返されないよう公正かつ透明な活動を確保すべく自ら自粛自戒し、県民各位の信頼を一日も早く回復すべく、ここに会員団体の総意をもって、次の通り決議する。

1. 本会会員は、健全な建設産業の発展を図るため不良不適格業者の排除の徹底に努める。
1. 団体活動を通じ従来から独占禁止法の遵守について積極的に取り組んでいるが、なお、公正な競争秩序の確保に向け更に一層の努力を傾注すること。
1. 信頼される建設産業を目指して、更なる発展をとげるため、現在進められている建設産業構造改善戦略プログラム等の諸課題について、会員団体が一体となって積極的な取組を行うこと。

以 上

平成8年6月7日

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
傘下団体長連署

理事会・委員会報告

広 報 委 員 会

4月24日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会（松本孔志委員長）を開催し、建産連ニュース第68号発刊に伴う報告、同第69号の編集案について討議、さらに埼玉の建設産業をテーマとするポスター・絵画コンクールの実施（募集）について協議を



行った。

冒頭松本委員長の挨拶のあと引き続いて議

事を進め、はじめに建産連ニュース第68号（4月15日付）について事務局より内容説明を行い、関連質疑や意見を求めた。特に問題視される発言はなかった。

次いで同第69号（7月15日付）の編集案を提示、目次項目順に説明、日時の推移により予定記事の変更の生ずることが有り得る旨了承を求めたうえ、質疑・意見を求めた。

種々意見交換の中、7月予定の知事選の結果により「新知事の就任の挨拶」を冒頭に加える提案があった。

また、企画シリーズ欄に連載の古寺社探訪「秩父札所めぐり」が第69号にて完結することを機に新企画シリーズものにふさわしい標題を求めたのに対し「県内著名庭園」「史蹟に係る文化財」などとする提言があり、その選択が一任された。

次に「埼玉の建設産業」をテーマとするポスター・絵画コンクールの実施について、募集要領を提示、内容の説明を行い、了解のもとに今後作業を進めることが了承された。

最後に、次回委員会の開催日を7月24日とすることを決め、散会した。

理 事 会



5月2日正午から建産連会館センター棟2階第1会議室において理事会を開催し、来る

6月7日開催する平成8年度通常総会の日程及び議事等運営事項、一連の通常総会提出議案の審議事項を議題とした。

冒頭挨拶に立った斎藤会長は、世上では不況が底を突き、景気回復の方向にあるとの見方をしているが、建設産業界は激しい受注環境下において依然として厳しい情勢が続く一方、ここにきて入札に絡む不祥事が続発、業界に対する不信感を増幅するという問題を抱え込み、県当局から改めて業界倫理の確立が強く求められたことなど現状分析に併せて自戒の言葉を寄せたうえ、本席の提出議題を述べて審議を要請した。

引き続いて会長を議長にして議事に入る。

まず、議事録署名人を指名し議題順に議事を進めた。

はじめ事務局より平成8年度通常総会の日程（6月7日午後2時～3時10分議事、3時30分～懇談会）及び運営について説明し、了承を求め、続いて議案・平成7年度事業報告、平成7年度一般及び特別会計収支決算について各要点説明を加え、質疑を受けたのち平成8年度事業計画、平成8年度一般・特別会計収支予算の各案を順次説明して質疑を受けた。なお、平成8年度における会員団体の会費等負担額一覧表を提示して了解を求めたが、これまでの提案説明に対し疑義の発言がなく、一連の提案資料をもとに総会向けの議案の作成を進めることとした。

次いで、役員改選期に当たることからその選任について諮った。

協議を前に斎藤会長は今期をもって辞任の意向表明を行い、後継会長の人選を委ねた。

「後継適材として腹案があれば示して欲しい」との発言に応え、会長は「問題山積みの中で中央・地方業界に幅広い人脈を有し、か

つ、業界の問題に精通している」適材者として副会長島村治作前埼玉県建設業協会長を推挙し、賛同が得られれば幸いと心意を述べた。

その結果、全員の賛同により次期会長候補とすることに決した。

なお、副会長については次期会長に人選を一任、その他理事、監事、評議員については各会員団体にて候補を推挙、5月28日までに事務局へ提出願うこととした。

次いで、総会の招待来賓該当者名簿（案）を提示し、その了承を求めた。

引き続き、去る4月22日付けの土屋知事より齋藤会長宛寄せられた「企業倫理の確保について」（公共工事をめぐる暴力団介入の排除）の要請文に対する当建産連の対応姿勢（決議）について協議した。

事務局より、「不良不適格業者の排除」「公正な競争秩序の確保」「建設産業構造改善戦略プログラムに示す諸課題に積極的取組み」を骨子とする決議案文を提示して意見交換を行った結果、原案をもってすることを了解、時期は通常総会の席上行うこととした。

以上で一連の議事を終了、なお、本席提供の参考資料に対する事務局説明を受けて午後2時散会した。

理 事 会

6月7日午後2時40分から建産連会館センター棟2階第1会議室において、役員改選後初の理事会を開催し、①次回理事会を県外地において開催すること、②役員の退任慰労金規程の制定についての2件を議題とした。

協議の結果、①の県外理事会は7月11～12日とする。実施細目は事務局より書面通知を行う。②の役員退任慰労金規程は、新たに制

定するもので事務局が原案作成し、次回理事会に付議することなどを了承して散会した。

研修事業・視察、見学会

当建産連は、4月25日研修指導委員会（安藤晃委員長）の事業の一環である公共施設等視察・見学会を開催した。

今回は、旧国鉄大宮操車場跡地に計画の「さいたま新都心」の建設現場及び県民芸術文化の殿堂として平成6年5月オープン「彩の国さいたま芸術劇場」の施設見学を併せ実施した。参加56名。

—新都心建設工事現場—

午前10時までに建産連会館前庭に集合、バス2台に分乗定時に出発、最初の目的地さいたま新都心建設地へ向かう。約30分にして与野市本町のさいたま新都心建設事務所に到着、ここで直行の参加者数名と合流、同事務所職員の出向かいを受け、同事務所2階集会室にて小憩、ここで今泉康次研修指導副委員長より挨拶を受けたのち、新都心建設局事業課の島ノ江副参事より新都心計画並びに完成後予



新都心建設事務所で説明を聞く一行

想される効用、効果等を収録したスライドをもとに約30分ほどの説明を受けた。

説明による施設並びに計画は、これまで県の広報紙やマスコミ各紙によりあまねく紹介されており、本誌建産連ニュースにおいても第58号にその全容を述べているので、本紙面では省略するが、新都心区域内整備は土地区画整理事業（特定再開発事業）がメインで、道路、公園、交通広場、雨水調整池、共同構等の都市基盤は住宅・都市整備公団が施行、また、域内進入の高速道路は首都高速道路公団、JR新駅はJR東日本旅客鉄道(株)、官庁施設は建設省がそれぞれ担当、県及び関係3市は周辺街路、下水道事業等を分担することとなっており、完成は行政機関が移転の目処とする平成11年度、投下する事業費は1兆3,500億円（民間施設分は含まれない）を見込むまさに世紀の大事業である。

説明を受けたあと、一行は2台のバスに分乗、車中現況説明を受けながら施工現場を一巡。現在、工事は大手ゼネコンを主体に25箇所に分かれ、地上、地下工事が重建機、ダンプをフルに急ピッチで進められていた。

この間、約30分にして現場を離れ、次の訪問先「彩の国さいたま芸術劇場」へ向かう。

—彩の国・さいたま芸術劇場—

約20分程にして目的地に着く。ここで一行昼食を共にし小憩ののち同劇場職員の先導で場内を一巡する。

一巡を前に同劇場課長より施設全体の概要説明を受ける。

所在は、与野市上峰地内、敷地面積19,000㎡、建物はSRC造地下2階、地上4階建て、内部構成は、大ホール（776席）、音楽ホール（604席）、映像ホール（150席）、小ホール



芸術劇場大ホールで説明を聞く一行

（可変式266～364席）のほか、大・中・小の稽古場及び大・中・小の練習室からなる。

大ホールは、主に劇場、ミュージカル、オペラ、バレエ、現代舞踊等に供用、客席空間、照明、音響の各設備ともに国内最高レベル、音楽ホールは、室内楽を中心とした音楽会のためのジュークボックスホール。

映像ホールは、芸術的映像作品の鑑賞や発表の場に適しているホール。このほか各種フォーラムやシンポジウムにも利用。

小ホールは、演劇、音楽、舞踊等の多彩な舞台表現の試みに適したホール。すり鉢状の客席を持つオープンスタイルで、舞台と客席との関係を自由に設定できる可変式客席方式を備えている。

建物のほぼ中央部に円筒状の“吹き抜け”を設け、自然光を取り入れ、温かな雰囲気をもしている。正面ロビー受付には、県内外のイベント情報を集め、来場者への便宜を図っているほか、各ホールを回遊式廊下でつなぎ、この間を憩いの場として一般に開放しているのが特徴としてあげられる。

また、この建物は、設計、施工等に優れた建築物に贈られる「日本建築業界三大賞」ともに受賞している（末尾注記参照）ことでも分かるが、この劇場はすべてにわたり国内最

高レベルとして誇り得るもの、見学の当日は他に催物がなく、すべての施設をくまなく案内を受けることができ、この点幸運というほかはない。「県民に親しまれ、開かれた県民の施設として“心をとおして文化を贈る”ことをモットーとしている」という職員の言葉を耳に残して、今回の一連の見学会を終了、復路は再びバスに分乗、午後3時とした予定時刻に無事建産連会館に到着、散会した。

(W)

(注) 日本建築界三大賞

1. 村野藤吾賞
わが国の現代建築の向上・発展に偉大なる功績を残した建築家村野藤吾を記念して制定された。
2. 建築業協会賞 (BCS建築賞)
優れた建築意図、建築設計、建築施工技术により建設された建築物の建築主、設計者、施工者に贈られる賞。
3. 日本建築学会賞
建築界の発展に寄与した人々に贈られる賞で、論文・作品、業績の3部門がある。

通算第10回

埼玉県建設生産システム推進協議会開く

— 今後の推進課題を討議 —

4月24日午前10時30分から建産連会館センター棟2階第1会議室において今年度第1回の埼玉県建設生産システム合理化推進協議会

が開催され、去る2月20日開催の中央・地方システム協関東ブロック連絡会議の経過報告及び平成7年度事業として実施の建設産業に



おける労働時間短縮及び下請契約締結に関する実態調査結果の報告を行ったあと、平成8年度に向けての事業推進計画についてを議題に協議を行った。

冒頭挨拶に立った藤村協議会長は、本協議会を重ねること今回で10回目、この間、中央システム協との連携のもとに抱える課題に取り組んできたが、取り巻く情勢の変化のテンポは早く適切な対応を難しくした。本席はこうした事態を背景にして行った関連報告事項2件と当協議会の今後の取り組みについて協議を願いたいと要請した。

議事を前に本協議会が発注機関に委嘱のオブザーバー2者(関東地方建設局、県土木部)の交替者を紹介したうえ議事を進めた。

はじめ2つの報告事項について金井常務理事が説明に立ち、まずシステム協関東ブロック連絡会議については、議事状況等をまとめた資料を、次のアンケート調査に関しては実態調査結果報告書をそれぞれ提示し、ポイント箇所を逐一説明して質疑等に応じた(報告2件の詳細は本誌第68号所載記事参照)。

アンケート調査のうちの時短への取り組み状況等が明らかにされたが、現状では極めて困難視し、その問題点が指摘されているが、今後それらをどうクリアーするかが課題という現実論が出た。

続いて最後の議題「事業推進計画」について協議を進めた。

まず、議長より当協議会が今後取組む課題事項について意見提言を求めた。

決め手となる提案が得られないため事務局より次の2つを提案として示した。

- (1) 週40時間所定内労働時間制達成のための推進策の検討
- (2) 下請契約の適正化等についての推進策の検討

以上2つは、今回のアンケート調査の結果を踏まえ、指摘の問題点等をフォローすることを主眼に対応策の検討を願い、その上に推進策を見出すことで、いわばその前提とするものであると提案の趣旨説明を行った。

議長はこれに対する意見を求めたうえこれを実施に移すことを決め、その推進策、例えばWG的部会ないしは小委員会をもって当てるかについては、正・副協議会長に事務局を加え検討する考えを述べて了承を得た。

議事終了を機に藤村会長は、本席をもって会長職を辞任した旨表明、各委員に対し「微力を支え協力頂いたこと」への感謝の言葉が寄せられた。なお、後任会長については、次の協議会まで人選等を事務局に一任することが了承され、閉会した。



埼玉が生んだ著名な人物伝 その5

生 沢 ク ノ

— 埼玉の女性医療に貢献した日本で2番目の女医 —

間仁田 勝

荻野吟子について女医となった生沢クノも本県の出身である。今回は吟子が中央で活躍したのに対し、本県の女性医療に生涯を捧げた我が国女医第2号の深谷市出身生沢クノについて記す。

1 出 生

生沢クノは、元治元年（1864）12月26日、榛沢郡深谷宿（深谷市）の医師生沢良安の三女として生まれた。

父の生沢良安は、栃木県の牛久村の出身で、蘭方医として深谷宿で開業、自らを「医士」、いわゆる医のさむらいと名乗り、明治8年（1875）には熊谷県から種痘医の免許もうけるほどの名医であり、明治10年には、腑分け（人体解剖）を許されるほどであった。

日頃から医術の確証のため、囚人の死体の貰い受けを願いでていたところであり、その喜びは大きく、家族ばかりでなく、出入りの者までも酒肴を振る舞う程であった。

日頃から父の姿に畏敬していたクノは、その夜、意を決し、喜ぶ父に医師の勉強のための上京を願い出た。

良安は、当時医師になるための教育機関である医学校からも、医師の国家試験からも女性が除外されていることから、断念するよう説諭したが、クノの意思は堅く、上京を認めることとなった。クノ13歳の時であった。



晩年の生沢クノ

2 医学校に男装で入学

クノは、上京したものの、女子を受け入れてくれる医学校はなく、やむなく東京府立女子師範学校へひとまず入学することとし、その受験のため、熊谷出身の松本万年の開設をする九段の止敬塾に入った。

13歳の少女にとって、東京での暮らしは容易なことではなく、良安からの仕送りはあったものの、微々たるもので内職により、その生計を立てていた。

その苦労は並大抵なものではなかったと思われる。

クノの医学への愛着は強く、明治13年、ついに、東京女子師範学校への進学を断念、芝

愛宕下^{あごした}の東京府病院の見習生となった。東京府病院では山崎産婦人科に所属、そこで名医の誉れ高い山崎元修の指導を受け、医術の技能を上達させた。

明治15年、そんなクノに吉報が舞い込んできた。

開設草々の神田駿河台の私立東亜医学校に特別入学が許されることとなったのである。クノ18歳、上京5年目であった。

しかし、入学には条件があり、男装、別室での修学であった。

クノは断髪し、男子教室の隣の一隅に机を与えられた。

そんなところから、男子学生からは「別室先生」の異名をつけられることとなった。

そこで、クノは、後に陸軍軍医監^{ぐんいかん}となる森林太郎（森鷗外）や校長の樫村清徳らから、その能力を高く評価されたが、クノの前には女子の受験を認めない医術開業試験の厚い壁が立ちはだかっていた。

3 医師免許を取得

クノは明治16年6月、荻野^{きんこ}吟子や高橋瑞子らとともに東京府に医学試験の出願をしたが、いずれも規則上の理由をもって却下されてしまった。婦人病を早期に治療するためにはぜひ女医が必要であることを説くとともに、明治16年6月には東京府知事に、同年9月には埼玉県令にそれぞれ請願書を提出したがいずれも時期尚早として却下されてしまった。

明治17年6月、ようやくその熱意が認められ、内務省衛生局から女医免許の通達が出された。

初めて女子にも医術開業試験の受験資格が与えられたのである。

同年、わが国で初めての女子医術開業前期試験が実施された。

クノは願書は提出したものの、不運にも過

労による発熱のため試験当日出席することができなかった。

受験したのは荻野吟子、木村秀子、松浦さと子、岡田すみ子の4名で、合格は荻野吟子ひとりであった。

病の癒えたクノは、この悔しさに発奮、再度、私立医学校済生学舎に入学し、合格に万全を期すとともに、東京慈恵院^{じけいん}医学校（東京慈恵会医科大学）の付属病院で臨床医学を実習することとした。

その甲斐あって、明治18年3月に実施された第2回の女子医術開業前期試験、及び、翌年11月の後期試験に合格し、明治20年2月、荻野吟子について女医免許第2号を手にすることができた。

34歳の吟子に比べ、若干23歳の若さであったが、郷里を出てすでに10年の年を経ており、クノにとって長い10年であった。

4 医院を開業

医術開業免許を手にしたクノは、父のもとに帰り、父良安が深谷から移り住んだ寄居で父とともに医業に専念した。

親切で適切な診断を下す洋装の女医者の評判は近隣の村々にも広まり、多くの女性たちがやってきた。

それまでは病気になるでも医者の診療を受けたことのない農村の女性たちであった。

クノは父を助けるかわら請われて児玉郡の八幡山町（児玉町）に分院を開いた。クノが開業した初めての医院であった。その看板には父良安と同様、「医士生沢」と書かれていたという。

明治21年1月15日発行の『埼玉県衛生雑誌』にはクノのことをこう記している。

『県内の開業医師は633人がいるが、内務省から免状を得たる者はわずか97人で、婦人にしてその内に列し、男子に劣らず、貴重な医

業をもって世に立たれるは実に素晴らしいことだ』と賞賛している。

当時は、この内務省から免許取得者以外に、父が医師であった理由から仮免許（相続免許）が与えられた者が多く、97名以外の536名はこれにより医師の看板を掲げ診療していた。

5 川越で開業

明治22年4月23日、川越において、大日本私立衛生会埼玉支部の総会が開催された。

クノは招きを請け、埼玉県令吉田清英や内務省衛生局長長与専齋をはじめとする名士を前に、婦人衛生について日頃から考えていることを語った。

講演は大成功で、万雷の拍手が鳴り止まなかったという。

その中に熱心に耳を傾けている一人の女性がいた。川越社交界の中心的人物である芸者の「久良吉」であった。

その久良吉がクノに川越にも女医による医院を開くことを懇願したのである。

川越花柳界には久良吉が属する表の顔以外に、遊郭といわれる裏の顔があり、川越市の資料によると、その数は大正初期に本町裏付近に20軒、連磬寺付近に12軒とかなりの数があった。

それぞれのお茶屋には娼妓達が前借に縛られながら身を売っており、その上、彼女らには官医により強制的に梅毒検査が実施されていた。

久良吉は男の官医から汚れ物扱いされている屈辱的な状況を同じ女として見逃せなかったのである。

クノは久良吉の誘いに応じ、久良吉が用意した川越の宮下町の家で診療活動を開始、従来、男の医師によって行われていた検査もクノによって実施されることとなった。

クノは初心である「女の病気は女医者の手



深谷の八柳写真館

で」の実行であった。

娼妓達は、クノの親身な診療に次第に信頼を寄せるようになり、日常生活の相談もするようになった。

この川越での医療活動は、明治32年までの10年間程であったが、クノの生涯で大変意義深いものとなった。

6 郷里に戻る

クノは年老いた父を思い、川越を引上げ、父のもとに帰ることとした。

良安は請われるとしばしば居を変えて医療を行った。

クノもそれに従って転院した。

明治33年には大里郡本島村（川本町）島山に、そして、6年後の明治39年には深谷町西島に開業と、開院閉院の繰り返しであった。

良安の死後は、引き続き深谷で開業していたものの、一人暮らしとなったクノにとって、頼りになるのは妹夫婦だけであった。

クノは北海道に住む妹家寿^{やす}を説得して、その一家を深谷の自宅に呼び寄せ、そこに写真館を開業させた。今でも残る八柳写真館である。

医院は近くの借家に転院することとした。

クノが北海道に妹夫婦を説得に渡るおり、こんな逸話が残っている。

クノは船中で1人の娘と知り合った。娘は男装のクノを男と思ひ込み、帰郷したクノを追って北海道から来^{みしん}深し、切々と恋情を訴えた。

クノは思い切らせるため種々説得したが娘は諦めず、思案に余ったクノは、娘を誘って一緒に入浴し、ようやく納得させ北海道へ送り返したという。

クノの美貌がしのばれる話である。

クノが開院した医院も、大正10年には明け渡しを迫られ、閉鎖せざるを得なくなった。クノ57歳の年であった。

その後、新聞広告の求めに応じ、足利の岩根病院で68歳、昭和7年までの12年間、産婦人科医として、また副院長として医療に携わった。

岩根病院を辞した後は、深谷の八柳写真館に身を寄せ余生を過したという。

7 おわりに

婦人解放運動や社会事業など多彩な活動をした女医第1号の荻野吟子に比べると、クノの人生は実に地味であった。

クノは晩年、『女医界雑誌』の記者多川澄子の質問にあたって、「日本女医の道を開いたのは荻野さん一人の力でなく、その中には高橋瑞子さん（女医第3号）と私とが加わっていると思います。」と語っている。

なお、クノの晩年、埼玉県で開業していた女医としては、明治38年の記録ではクノのほかに大宮町（大宮市）の井上愛子、東金子村



正覚寺のクノの墓

（入間市）の坂本しず子、上中条村（熊谷市）の中村きく子の合わせて4人であった。

生涯を独身で過ごし、医療活動に全力を傾けたクノの強靱な精神は厳しかった女医の道を確実に切り拓き、後進を導く大きな原動力となった。

昭和20年6月18日、終戦を間近にして、クノは近親にみとられ、生地深谷で81歳の生涯を閉じた。老衰であった。

笑顔で上京を許してくれた父、そして多難な医院経営をともにしながらも常に「医士」としての誇りを失わない父、クノにとって父良安は最も尊敬しえた人物であった。

クノは、現在、深谷市本町の正覚寺に父良安と母多幾とともに眠っている。

（筆者は埼玉県秩父公園建設事務所長）



告知板

県の平成8年度 公共事業等の施行計画

県は、平成8年度における公共事業等の施行計画を下記のとおり定めた。

記

1. 事業の執行方針

年度ははじめから切れ目のない執行を図り、前年度並の上半期目標率79%とし、その達成に努めることとする。

2. 事業執行上の配慮

- (1) 国の本予算成立後執行されることとなる事業については、予算成立後ただちに執行できるよう所要の準備を進め、執行体制の整備に万全を期すること。
- (2) 県内中小業者の受注機会の確保に努めること。
- (3) 公共事業等の受注者に対し、工事の施行に伴い下請け業者に発注しようとするときは、できる限り県内企業を選定するよう指導の徹底を図るとともに、下請け取引の適正化に努めるよう指導すること。
- (4) 公共事業における県産品を積極的にPRし、利用促進に努める。
- (5) 入札・契約に当たっては、適正かつ公正な執行に努めること。

3. 事業執行の進行管理

公共事業等の適切な執行を確保するため、各部局において月ごとに執行状況を把握し、きめ細かな進行管理を行うとともに、適宜、景気・雇用対策会議公共事業等部会幹事会を開催し、全庁的な調整を行う。

以上

《注》 本計画策定時点では、国の本予算の成立が5月にずれ込むという異状事態にあったことから、例年行われてきた事業別別途率の発表が行われなかった。
(W)

一括下請負の禁止について — 建設省通達 —

一括下請負の禁止については、平成4年12月17日の建設省建設経済局長通達等によって従来からその徹底が図られてきたにもかかわらず、その後依然としてこれに抵触する例が跡を絶たないことから、建設省は同通達の一部を改正（（注）元請負人の実質関与）し、この趣旨の徹底を都道府県主管部局長へ通達、厳正に対処することを要請しています。

一括下請負とは、請け負った建設工事を一括して別の建設業者に下請負（丸投げ）させることを言い、建設業法ではこれを厳しく禁止しています。

一次下請負業者が他の業者（孫請業者）に一括下請させる場合も同様です（法第22条）。これに違反すると監督処分の対象となりますが、この違反は、指示処分を経ずに直接営業停止処分、許可の取消処分がなされることがあります。

《注》 「実質的に関与」とは

元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理、工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことを言います。

単に、現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有す

る適格な技術者が置かれてない場合には、「実質的な関与」しているとはいえないこととなりますので注意が肝要です。

下請負業者はこのことを十分わきまえ、当該工事の責任者が誰であることを確認しておくことです。

元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているとはいえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。(W)



建設業必携の実務誌

※年間購読をお勧めします！

※定価はすべて税込みです。

実態調査による総合物価版！！

毎月一日発行

月刊 建設物価

■建設資材価格・工事費・労務費・運賃

■B5判/900ページ ■定価3,700円(送料別途)

年間購読料 / < 毎月・年12冊 > 36,600円
(1月・7月発行の臨時増刊号 / 速報版 / 送料サービス)

■建築・設備工事の施工単価と見積り実例の画期的な総合誌！

建設物価
臨時増刊

建築と設備 コスト情報

仮設から外構工事まで、豊富なコスト情報！

●本誌の特色●

- * 実例による我が国唯一のコストプランニング資料
- * 工事費 / 建築工事・施工単価推移表 / 建築着工統計にみる単価の推移。
- * 建築・設備工事施工単価 / 見積り実例。
- 上期 / 2月刊 下期 / 8月刊 B5判 / 730ページ 定価4,500円(送料別途)
- 年間購読料 < 上・下期年2冊 > 8,000円(送料サービス)

新刊	公共土木工事工期設定の考え方と事例集	改訂3版	諸経費率早見表
	A5判/200頁 定価2,300円(送料380円)		B5判/500頁 定価3,000円(送料450円)
8年度版	建設省土木工事積算基準	改訂2版	土地改良工事諸経率早見表
	B5判/930頁 定価9,200円(送料600円)		B5判/270頁 定価2,500円(送料380円)
8年度版	土木工事積算基準マニュアル	改訂5版	下水道工事積算の実際
	B5判/940頁 定価9,300円(送料600円)		B5判/430頁 定価5,200円(送料450円)
8年度版	土木工事積算標準単価	新刊	下水道工事積算標準単価
	B5判/650頁 定価6,000円(送料500円)		B5判/320頁 定価3,800円(送料450円)
8年度版	明解土木工事市場単価		建設副産物の再生・処理の積算
	B5判/670頁 定価5,000円(送料500円)		B5判/320頁 定価4,400円(送料450円)
改訂2版	トンネルの施工と積算	新刊	土木仮設の施工と積算
	B5判/500頁 定価6,000円(送料450円)		B5判/450頁 定価5,400円(送料450円)
改訂33版	建設工事標準歩掛	改訂	土木施工の実際と解説
	B5判/1,100頁 定価13,000円(送料700円)		A4判/490頁 定価9,800円(送料600円)
改訂3版	土木工事の実行予算と施工計画	改訂版	道路維持修繕の施工と積算
	B5判/430頁 定価4,500円(送料450円)		B5判/450頁 定価5,500円(送料450円)
改訂8版	土地改良工事の積算と施工		土木工事の仕組みと手順
	B5判/510頁 定価5,000円(送料500円)		B5判/480頁 定価4,800円(送料450円)
改訂2版	造園修景積算マニュアル		一目でわかる土木工事の施工と積算
	B5判/350頁 定価5,000円(送料450円)		B5判/450頁 定価6,000円(送料450円)

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)

業務部業務一課

☎ 03-3663-8761(代)

FAX 03-3663-8768

古寺社探訪(19)

秩父34札所 その10

第32番 法性寺

- 所在 秩父郡小鹿野町般若2661
- 本尊 聖観世音菩薩



法性寺は、山号を般若山と称し禅曹洞宗に属す古刹、通称岩船観音と呼ばれ、僧行基の開創と言われる。

寺の縁起によると、その昔、武州豊島郡の住人豊島権の頭の娘が近くの村に嫁ぎ、ある日里帰りの途中さいか淵にて悪魚に見込まれ、水に溺れかかったとき一人の女人が舟を漕いで現れてこれを救った。あとでこの女人は法性寺の本尊仏である観音様の仏身であったと寺伝の観音霊験記に誌されている。

そのいわれか、寺のお前立ちの観音像は、冠の上に笠をかぶり舟を漕いでいる珍しい姿をしておられる。

山門をくぐって右手に六地藏を見ながら石段を登ると立派な本堂が目に入る。さらに奥へ進むと懸崖に舞台造りの観音堂がある。

この寺の奥の院は巨大な岩石で舟の形をしていることから岩船山と呼ばれ、山号の起因となっている。

また、昔この地へ行脚の一人の僧がきて、一夜のうちに大般若経を書き写したといわれ今でもこれが寺宝として残されている。この辺の地名を般若というのもこのことからである。

秩父の苔寺といわれるにふさわしく、古い石段の苔が美しい、岩崖に立つ舞台づくりの観音堂は、秩父札所の第26番の岩堂と並び秩父札所での2つの存在であって眺望はすばらしい景観である。

- 交通 町営バス小鹿野役場前発の駒木野行バスにて札所前下車。

第33番 菊水寺

- 所在 秩父郡吉田町桜井1104
- 本尊 聖観世音菩薩



菊水寺は、山号を延命山と称し、禅曹洞宗

に属す古刹。

寺の縁起によると、この寺に通ずる古道にある八人峠は往時人々の往来が多い道であった。ところがこの峠に盗賊が現われ、いつの間にか8人に増えたため通行人は恐れをなして通らなくなった。ある時、一人に旅の僧が通りかかった。盗賊ともに僧の持ち物を奪い取ったが、くだんの僧は泰然として座し、手に印を結び無言で祈った。すると盗賊どもは身動きができなくなり許しを乞い、罪を反省し弟子にして欲しいと願った。

旅の僧は、刀剣を捨てて出家することを奨め、「山の麓に村人も知らない菊水という霊泉がある。そこで身を浄め精進するように」とさとし、3体の聖観世音像を刻んで与え祠ることを伝えた。仰々これが寺の起源であると。今の観音堂は文政3年(1820年)の再建で、向拝を入ると土間という古い型の本堂形式のつくりである。

建物に入ると右側の上に「子がいしを戒める図」が目につく。当時は世相が偲ばれる。堂内には、飛天、阿羅漢の彫刻があって信仰の深さを物語っている。

本尊仏は、県指定の文化財となっており、境内には県内最古といわれる芭蕉の句碑がある。

寒菊や こぬかのかかる 日の端

- 交通 西武秩父駅又は秩父駅より小鹿野行きのバスで泉田にて下車、徒歩30分ほど。

第34番 水潜寺 (巡拝打止めの寺)

- 所在 秩父郡皆野町日野沢3522
- 本尊 千手観世音菩薩



水潜寺は、山号を日沢山と称し、禅曹洞宗に属す古刹。

この寺は、古来日本百観音札所の打ち止めの寺として全国的に有名。周囲の景観が美しく、本堂の右手の山に洞があって常時冷水が湧き流れている。巡礼が終るとこの洞の中をくぐって身を清め俗世間へ戻ることになっている。洞の中は真夏でも寒いくらい、水潜寺の寺名はここからきたという。

寺の由来を見ると、昔天長年間(824~833)のこと、日照りが続いて百姓は困り果てていた。その時、通りかかった一人の旅僧が里人に「観音様に祈りおすがりせよ」と西国33番札所をかたどり、阿弥陀如来を置き、坂東札所に薬師如来、秩父札所を千手観音にして祈りを込め、木札に「澍甘露法雨」と書いて立てたところ忽ち雨が降り、そのお陰により作物は豊かに実ったといい、村人は報恩のために堂宇を建て千手観音を本尊としてこれを祀った。これが寺の起源とされる。

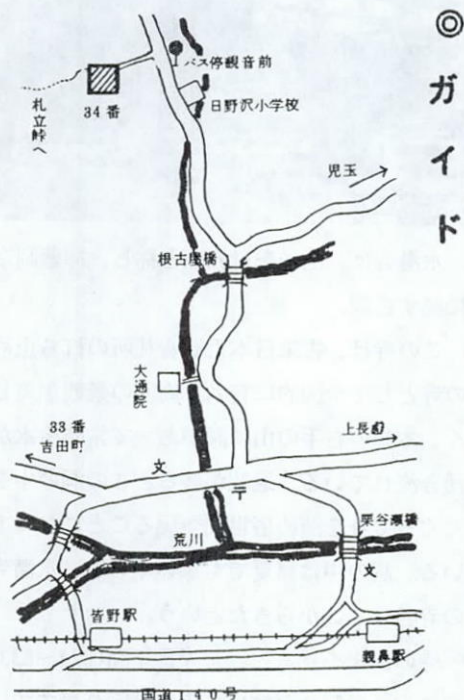
今の観音堂は寛政年間に再建されたもので、

江戸の人々の寄進によって完成したものといわれる。

堂内には所せましと納められた結願の納札が目にとまる。

堂の前庭に政治家大野伴睦の句碑がある
 観音の慈願尊し 春の雨 万木

- 交通 町営バス皆野駅前発立沢行にて札所前下車、徒歩5分。



ま と め

10回にわたり秩父札所をつづって参り今回で終りといたします。

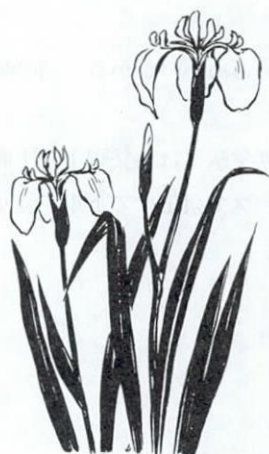
この連載の冒頭にも述べましたが、秩父札所（秩父郡市6ヶ市町村）は観音霊場として、坂東33ヶ所（1都6県）、西国33ヶ所（2府5県）とともに日本百番観音に数えられ、古くから全国的巡礼の場として観音信仰の寄りどころであります。

秩父巡礼は、一巡約100kmといわれており、ここを巡る早春の巡礼姿は秩父路の風物詩であります。本県にとって得難い遺産の最たるもので大事にしたいものと思われます。

(H. W)

参考資料出所

- ① 秩父34観音 久保利雄著
- ② 秩父の札所 木蘭舎発行
- ③ 埼玉の寺（写真紀行）埼玉新聞社刊



建産連だより

— 会員団体の動向 —

「契約保証」を ご利用ください

東日本建設業保証(株)埼玉支店

- (1) ご利用いただける工事
発注者から、「金銭的保証措置」（契約保証金の納付又はこれに代わる担保）が求められており、「前払金」の支出が予定されている工事にご利用いただけます。
- (2) お申込みに必要な書類
 - ① 契約保証申込書（前払金保証申込書と兼用） 1通
 - ② 請負契約の内容を確認できる書類 1通
 - ③ その他必要な書類
- (3) お申込みに必要な保証料
企業規模、工種、工期に関係なく、契約保証金額に応じた保証料をいただきます。
（保証料の計算が簡単にできるよう、計算表を用意してあります。）
※前払金保証の保証料とは別になります。
- (4) 既に当社の前払金保証をご利用いただいているお客様は
前払金保証と同様の要領でお申込みください。（FAXでのお申込みもできます。）
- (5) 初めて当社をご利用になるお客様は
 - ① 建設業許可申請書の書類（写） 1式

② 直近3期分の決算報告書（写） 各1部

③ その他の書類

・事業概要（当社所定の様式） 1部

・手持工事明細書（ ” ” ） 1部

等の書類をご提出いただき、事前に審査をさせていただきます。

詳しいことは、下記へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

東日本建設業保証(株)埼玉支店

T E L 048-861-8885

F A X 048-861-6712

平成8年度運営の 基本方針と役員を選任

(社)埼玉県測量設計業協会

戦後50年、経済発展、産業活動を支えてきた社会資本投資は我が国の国土づくり、地域づくりに大きな役割を果たして参りました。

しかし、最近の経済動向はバブル経済崩壊の後遺症が殊の外永く、当業界の受注の減少傾向等数々の課題が生じてきております。

当協会では、公益法人として社会的役割を果たすとともに、会員の利益のためにあらゆる機会を捉え事業量の確保に最大の努力を傾けること、また、21世紀の測量業ビジョンの示す施策を実現させるため建設労働者の高齢化、若手技術者の確保、労働時間短縮への対応等職場環境の改善を図るため、全会員一丸となって諸事業を推進してきたところであります。平成8年5月27日に第26回通常総会を開催し、7年度の事業と決算報告、8年度の事業計画と予算の審議、会費基準の改定並び

に任期満了に伴う役員改選を行いました。

本年度の協会事業は「経営基盤の確立を図り、社会的地位の向上を目指す」ことを基本方針とし、次の10項目の達成を強力に推進することとしております。

- 1 公益法人としての社会公益事業の実施に努める。
- 2 技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る。
- 3 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
- 4 機構改善、及び機械化等により経費の節減を通じて、経営の合理化を図る。
- 5 測量業に関する諸制度の見直しを図り、かつ公的措置を踏まえて経営対策を講じる。
- 6 新規事業開発等事業量の確保を図るための陳情活動を展開する。
- 7 若年技術者の確保対策を講じる。
- 8 週休2日制導入及び労働時間短縮の推進を図る。
- 9 独占禁止法の遵守と企業倫理の確立を図る。
- 10 会員の技術力向上を図るため、専門研修等を強化し会員の育成に努める。

なお、選任された役員は、次の通りであります。

会 長	岡田 道夫(再)
理事・相談役	小山 正夫(新)
副 会 長	遠藤 修一(再)
副 会 長	大石 巖(再)
理 事	浅見 悦雄(新)
理 事	川村 親明(再)
理 事	坂田 昇(再)
理 事	坂本 克己(再)

理 事	関口 修(再)
理 事	細沼 英一(再)
理 事	三上 秀男(再)
常務理事	小池 宗憲(新)
監 事	児玉喜八郎(新)
監 事	松村 周(新)

景気回復への動き 依然足踏み

埼玉県建設大工工事業協会

昨年のわが国経済は円高修正や金利の低下・金融機関の信用不安、産業の空洞化と、どれをとっても景気は依然足踏み状態であります。こうした中21世紀に向かって各都市とも地域振興事業が進められている事をご承知の通りです。中でも「さいたま新都心」の開発は唯一の明るいニュースであり、我々型枠工事業に携わる者にとっては正に救世主の感があると思われませんが、絵に書いたばたもちでは何の意味もありません。受注の道を頂き、当協会全体が今の苦境を脱出出来る様、関係団体の皆様の御指導、御協力をお願い致します。最近の明るいニュースとしては一級技能士合格者、金賞銀賞の表彰者が昨年を上まわり、資格取得に向け、前向きに進行しております。又、毎月の定例会議も問題点を深く掘り下げ、時には専門家の御意見御指導を受け、会員相互が連絡を密にし、勉強の場にし、長びく不況に対処していきたいと思っております。

新入社員教育を実施

埼玉県電気工事工業組合

埼玉電工組は、平成8年4月8日～9日及び

4月15日～16日の4日間、40名の新入社員教育を行った。前段の2日間は、部外講師を招き、社会人として又、組織に生きる者としての心構え及びマナーの教育を行う。

後半の2日間は、電気業界に従事する者にとっての電気基礎知識の教育を組合講師によって行った。

受講生のアンケートに、参加してよかったとの感想もあり、十分所期の目的を達成したと思う。

5月9日～27日の間、2種電気工事士学科講習を行った。

受講生232名を2回に分け、それぞれ5日間行う。6月2日の学科試験に向け、短期特訓により、合格を目指す。

平成8年度代議員会開催

建設業労働災害防止協会
埼玉県支部

当協会は、去る5月15日、建設労働者福祉センター大ホールにおいて平成8年度代議員会を開催し、提出議案等総て万場一致承認されました。

本年度の主な事業について項目をあげれば次のとおりであります。

- 1 代議員会・理事会等の開催
- 2 法令・災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底
- 3 広報
 - (1) 「私の安全宣言10,000人運動」6月～年度末まで
 - (2) 埼玉県建設業労働災害防止大会
(11月)
- 4 教育・研修会

- 5 現場指導等
- 6 その他

通常総会で

「交通安全宣言」を採択

埼玉県環境安全施設協会

平成8年度通常総会を大宮市内サンパレスに於て、正会員42社・賛助会員5社で合計81名が出席して開催しました。

総会は、中村副会長を議長に、7年度事業報告及び収支決算報告が原案どおり承認されたあと、阿野会長が8年度の協会運営方針について、そのスローガンと行動目標を説明するとともに、会員は交通安全施設の専門業として多発している交通事故死を最小限にとどめたいとして『3^{サンキュー}9^{マル}0^{マル}作戦』を実施し、彩の国さいたまの道路環境安全に尽力することを誓い〔交通安全宣言〕として採択されたいと提案、全会一致で採択されました。

『3^{サンキュー}9^{マル}0^{マル}作戦』とは、平成7年度の県下の交通事故死者が458人で、その15%以上減少させる努力をすることであり、その心はSANK YOU (3^{サンキュー}9^{マル}ありがとう)を運転マナーとして、その安全行動を

1. 感謝の気持ちを態度で表す(手を上げ会釈をする。)
2. 交通弱者に対する思いやり(一時停止を必ず実行する。)
3. ゆずり合う(ひと呼吸する。)

を実践することで、これが土屋知事の交通安全メッセージ〔彩の国みんなで進める交通安全〕に適合する具体的な行動となるものと考えています。

協会からのお知らせ!

(助)埼玉県建築住宅安全協会

県内特定行政庁の建築基準法施行細則が、近々改正される見通しとなりました。予定どおり実施されますと、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告の対象となる建築物の用途が改正され、共同住宅や事務所ビルなどで一定規模以上のものが新たに対象となってきます。また、報告書の様式も変わります。当安全協会に《業務届出》を頂いている方には、正式に決定次第情報をお知らせします。詳細についてお知りになりたい方は、是非《業務届出》をしておいて下さい。《業務届出》の方法については安全協会事務局（☎048-865-0391）へお問い合わせ下さい。

平成8年度事業計画の骨子

5月29日開催の理事会において平成8年度事業計画が原案のとおり承認され、従来からの定期報告制度推進のための諸施策等を進めることとした。

- 1 一般市民への啓発に関する事業
 - ① ポスターの作成及び掲示
 - ② 防災パンフレットの作成及び配布
- 2 所有（管理）者に対する啓蒙、広報等に関する事業
 - ① 定期報告制度の重要性認識のための広報活動
 - ② 定期報告対象建築物等の台帳の整備、他
- 3 調（検）査資格者に対する指導連絡等に関する事業
 - ① 調（検）査に関する具体的事項と定期報告書作成に関する実務要領講習会の開催、他

- 4 他県定期報告取扱い団体の活動状況に関する情報及び資料の収集、他
- 5 特定行政庁からの受託業務の実施
- 6 防災関係機関との連絡協調に関する事業
- 7 関係行政庁等との意見調整のための諸連絡
- 8 事務処理のO A化促進に関する調査・研究
- 9 地震防災対策に関する事業
- 10 その他建築物等の維持保全に関する事項

適切な色彩計画へ 建築用カラーカードの利用を

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

業界は、受注の激減と厳しい価格競争を強いられ一層の経営の悪化となっている。

入札、契約制度の大改革をはじめとする新しい法律や制度などが次々と作られ、新しい競争の時代に突入した。

各企業の環境の変化を認識し、大いに努力しなければ生き残ることはできない。

(社)日本塗装工業会埼玉県支部は、総合仕上げ技術の専門工事業として、戸建住宅、集合住宅の塗装リフォーム需要開発をしていかなければならない。

そこで当埼玉県支部では、「作業環境の快適化」へ向け、「適正な色彩計画」を提唱したい。色は個人の好みやセンスの問題なので大変難しいと思われる方が多いのですが、色彩計画は決して難しいものではありません。

そして単に流行としてではなく、快適な作業環境づくりと同時に、会社のイメージ戦略を強調する方向に定着すると思われます。

日本塗装工業会では、「建築用カラーカード」を作成したのでご利用下さい。（支部長・菅谷和雄）

連合会日誌

- 4月19日 監事による監査
平成7年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月24日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会
建設産業における労働時間短縮及び下請契約締結に関する実態調査結果、事業推進計画等について協議
広報委員会
建産連ニュース第68号の発行、第69号の編集案、平成8年度広報・啓発事業について協議
- 4月25日 視察研修会
研修指導・経営合理化委員会事業の一環としてさいたま新都心・彩の国さいたま芸術劇場の視察研修を実施
- 5月2日 正副会長会議
理事会付議事項について事前協議
理 事 会
平成8年度通常総会次第、総会付議議案、総会招待者等について協議
- 5月15日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員（大ホール）に斎藤会長出席
- 5月16日 さいたま新都心記念祝賀会（アルーサ清水園）に立石専務理事出席
(株)埼玉県空調衛生設備協会通常総会（アルーサ清水園）出席
- 5月21日 (株)全国建設産業団体連合会理事会（東海大学校友会館）に斎藤会長等出席
- 5月22日 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会・評議員会（平安閣）に斎藤会長出席
- 5月24日 埼玉県電気工事工業組合通常総会（埼電工会館）に金井常務理事出席
- 5月27日 建設CALSシンポジウム96（日本教育会館一ッ橋ホール）に金井常務理事出席
(株)埼玉県測量設計業協会通常総会（大ホール）に出席
- 5月28日 村山富市社民党党首と各界代表者との懇談会（ソニックシティ）に金井常務理事出席
建設産業構造改善推進週間記念フォーラム（ニッショーホール）に出席
埼玉県総合建設業協同組合通常総会（建産連会館センター）に斎藤会長出席
- 5月29日 (株)埼玉県建築住宅安全協会理事会（建産連会館センター）に斎藤会長出席

- 5月30日 (社)埼玉県電業協会通常総会(建産連会館センター)に斎藤会長出席
埼玉県環境安全施設協会通常総会(大宮サンパレス)に出席
- 6月6日 建設産業構造改善推進の集い(ときわ会館)に金井常務理事出席
- 6月7日 通常総会
平成8年度(第17回)通常総会を埼玉建産連会館センターで開催
平成7年度事業報告、同年度一般、特別両会計収支決算、平成8年度事業計画及び
同年度一般、特別両会計収支予算並びに役員改選等についてそれぞれ議決、承認
した
- 理 事 会
次回理事会の開催について等協議
- 6月11日 埼玉県建設産業構造改善推進協議会(教育会館)に島村会長等出席
- 6月12日 (社)全国建設産業団体連合会通常総会(東海大学校友会館)に島村会長等出席
- 6月21日 建設業経営講習会
「経審評価を高める経営改善対策」
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
後援：埼 玉 県 於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師：田 中 弘 一 氏 受験者総数 210名
全国建産連ビジョン策定特別委員会・理事会合同会議(振興基金会議室)に島村会
長等出席
- 6月28日 説 明 会
契約保証説明会
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催 出席者280名
- 7月11日 理事会(伊香保・福一)
役員の退任慰労金規程の制定について、今後の事業推進に対する意見交換について
等協議

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成8年7月15日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 菊池平三郎	浦和市高砂4-3-15	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	浦和市鹿手袋4-1-7	〃	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 細井五士男	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 日黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 瀧澤源二郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート匠送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	360	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 阿野昭三郎	浦和市宿285-2	338	048(855)2163
(株)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 泉 和郎	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	〃	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 廣田 豊作	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(838)5636

建産連ニュース 第69号

平成8年7月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号
電話 048-866-4301
FAX 048-866-9111
印刷 〒336 浦和市高砂3-6-9
株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月